

故勲一等侯孫一勲章加授ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク
昭和十九年六月二十日
内閣總理大臣東條英機

内

閣

三八



6.17

229

三三四

内閣文書記録

昭和十九年六月二十日内閣文書長

付愛

昭和十九年六月二十日内閣文書長

内閣文書記録

昭和十九年六月二十日内閣文書長

付愛

内閣總理大臣

賞勲局總裁



225

故勳一等侯、孫一、明治二十八年十一月沖繩縣屬任官以來累進シ
テ朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁ニ進ミ同四十五年四月退官次
テ大正元年十二月三重縣知事ニ任セラレ爾來宮城縣知事、北海道
廳長官ニ歴任シテ大正八年退官同十二年十月拓務事務局長ト爲リ
同十三年一月退官後身ヲ政界ニ投シ衆議院議員ニ選マレテ國政ニ
參贊シ此ノ間鐵道政務次官、内務政務次官ニ任セラレ昭和四年七
月商工大臣ニ親任セラル當時各種產業ノ振ハサルヲ慨シ極力產業

賞

勲

局

ノ振興ニ意ヲ注キ内閣ニ臨時産業審議會ノ設置セラルルヤ副會長
ヲ仰付ラレ臨時産業合理局ノ新設ニ力ヲ致シ之ガ長官ヲ兼ネ企業
經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化、能率ノ増進ヲ圖リテ業界
ニ裨益ヲ與ヘ或ハ輸出補償制度ノ實施、染料工業ノ確立等ニ力ヲ
效シタリ又近年燃料國策研究會理事長大東亞液體燃料研究會會長
トシテ叔邦石油事業ノ發達ニ盡力シタル等功績顯著ノ者ニ候處本
月十七日死去セル趣ニ付此際特ニ同日附ヲ以テ旭日大綬章ヲ加授
セラレ度此段尤裁ヲ仰ク

めくれず

内閣人需敷第六

軍需裏第一四號

勳一等 傑 孫 一

右者明治二十八年帝國大學法科大學ヲ卒業シ直ニ官界ニ身ヲ投シ累進シテ朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁ニ進ミ明治四十五年四月退官次テ大正元年十二月三重縣知事ニ再任爾來宮城縣知事、北海道廳長官ニ歴任シテ大正八年退官ス次テ大正十二年十月拓殖事務局長トナリ大正十三年一月退官後身ヲ政界ニ投シ衆議院議員ニ選マレテ國政ニ參画シ此ノ間鐵道政務次官、内務政務次官ニ任セラレ昭和四年七月商工大臣ニ親任セラル當時各種產業ノ振ハサリシヲ慨シ極力產業ノ振興ニ意ヲ用内閣ニ臨時產業審議會ノ設置セラルルヤ副會長ヲ被仰付次テ臨時產

商 工 省

業合理化ノ新設ニ力ヲ致シ設置セラルルヤ自ラ長官トナリ克ク企業經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化、能率ノ増進等世ニ所謂產業ノ合理化ヲ提倡シテ大ニ業界ニ裨益ヲ與ヘ或ハ又検出補償制度ノ實施、染料工業ノ確立等ニ力ヲ致シ又近年石油問題ニ意キ燃料種策研究會ノ理事長大東亞液體燃料研究會會長トシテ我邦石油事業ノ發達ニ貢獻スル等多年官界及政界ニアリテ我國政事ニ產業ノ興隆發達ニ貢獻シタル功績洵ニ顯著ナルモノニ既處老齡病キ得テ遂ニ本月十七日死亡致候ニ付テハ生前ノ功勞ヲ錄セラレ特ニ勳章加授ノ恩典ニ浴セシメラレ度此段稟請候也

昭和十九年六月十九日

軍需大臣 東條英機 殿

内閣總理大臣

東條英機

殿



商工省

一、輸出補償法ノ制定

輸出振興ヲ圖ル爲輸出手形ニ對スル金融ノ便ヲ講シ以テ本邦商品ノ新版路ヲ開拓シ輸出貿易ヲ振興シ國際貸借ヲ改善スルノ方策トシテ輸出補償法ヲ制定シ本邦商品市場ノ未ダ開拓セラレザル地方ニ對スル輸出手形ヲ銀行ガ買取り其ノ支拂ヲ受クルコト能ハザルガ爲ニ蒙リタル損失ヲ政府ニ於テ或限度迄補償スル制度ヲ設ケ以テ輸出貿易ノ振興ヲ圖ルニ努メタリ

二、染料工業ノ確立ヲ期スル爲大正十四年法律第二十九號制定セラレ同法ニ基キ勅令ヲ以テ未ダ本邦ニ生産ナキ重要染料二十七品種ヲ指定シ之ガ製造獎勵シ獎勵金ヲ交附シ來ル處昭和四年十月勅令ヲ改正シ人造藍ヲ追加シ次テ昭和五年五月再ヒ「アンストラセンブルー」及「バラニトラニリン」ノ二品種ヲ追加シ獎勵金ヲ交附シ之ガ製造ヲ獎勵シ以テ我邦染料工業ノ確立ニ貢獻セリ

商工省

一、貿易局ノ新設
貿易ノ振興ニ關シテハ從來諸般ノ施設ヲ講ジ來レルモ世界各國何れモ外國貿易ノ伸暢ニ膺心シ諸國間ノ競争ハ日ヲ逐フテ熾烈トナルノ狀態ニ鑑ミ我邦貿易ノ振興ヲ圖ルガ爲ニハ有力ナル貿易行政機關ヲ設ケ當時有效適切ナル方策ヲ考究遂行セシムル要アルヲ以テ商工省ニ新ニ貿易局ヲ設置シ以テ貿易行政ノ刷新充實ヲ圖レリ
一、產業ノ合理化
イ、臨時產業審議會ノ設置

昭和五年一月内閣ニ臨時產業審議會ノ設置セラルルヤ副會長トナリ我邦產業ノ振興發達並其合理化ニ關スル各般ノ施策ニ

付審議シ功績勳カラス

口、臨時産業合理局ノ設置

我邦産業界ノ現状ニ鑑ミ資本及設備ノ整理統制ヲ爲シ生産費ノ低下、生産能率ノ増進ヲ圖ルノ要極メテ緊切ナルモノアリ之ガ爲ニハ企業ノ合同聯合、製品ノ規格統一及單純化、科學的管理法ノ實行、國產品ノ愛用、產業金融ノ改善等其ノ行フベキ所甚多キ爲之ガ根本の方策ヲ審議決定セシムル當内閣ニ臨時産業審議會設置セラレタルヲ以テ其ノ決定セル方策ノ迅速ニ徹底シテ實行スルガ爲ニハ別ニ其ノ機關ヲ特設スルノ要アルヲ以テ商工大臣ノ管理ノ下ニ新ニ臨時産業合理局ヲ設ケ自ラ長官トシテ克ク經營ノ改善、製品ノ規格統一及單純化能率ノ増進等産業合理化ニ貢獻セル效績洵ニ顯著ナリ

商 工 省

一、燃料問題ニ就ク用ヰ燃料國策研究會理事長或ハ大東亞液體燃料研究會會長トシテ同志ト謀リ國內原油增產ニ關スル委員會ヲ結成シ適切ナル方策ヲ決定シ要路ニ建設シ或ハ石油事業ヲ五重要產業並ニ取扱ヘレタキ件關シテハ景モ力ヲ致シ克ク帝國石油業ノ振興發達ニ寄與貢獻セル功績勳カラス

衆庶第一三〇號

昭和十九年六月二十日

衆議院書記官長 大木



内閣總理大臣 東條英機殿

元議員特旨敍勸上申ノ件

元本院議員正三位勳一等依孫一能去十七日薨去致候

同人へ大正十三年五月十日第十五回總選舉ニ際シ島根縣ヨリ推サレ
衆議院議員ニ當選シタルヲ初メ第十六回、第十七回、第十八回、第
十九回、第二十回ノ各總選舉ニ當選在職十八年ノ永キニ亘リ議會ヲ
闖スルコト亦三十一議會ノ多キニ及ヒ候此間克ク審議ノ大任ニ當り
克ク其ノ職責ヲ竭シタルハ固ヨリ各種ノ常任委員會及後多重要法案
ノ委員會ニ於テ屢々委員又ハ委員長トシテ之カ職務ニ執掌シ民意ノ
暢達憲政ノ進展ニ貢獻シタル功勞誠ニ多大ナルモノ有之候
猶此ノ外鐵道政務次官、内務政務次官トシテ國政ノ樞機ニ參與シ政
ハ又商工大臣トシテ輔弼ノ重責ニ任シタル功績亦多大ナルモノ有之
候

就テヘ今般同人ノ薨去ニ際シ生前ノ功績御詮諭ノ上特旨敍勸ノ儀御
取計相成度別紙履歴書及参考書類相添ヘ此段及上申候也

正三位勳一等

侯

孫

一

231

明治二年五月七日 東京都

同右 東京都赤坂區新坂町六番地

明治二八年一〇月東京帝國大學法科大學法科卒業

一一二文官高等試験合格

二五沖繩縣屬二級俸

二九二五年同 參事官 高等官七等

一二二五從七位

三一七二八年兼任沖繩縣土地整理事務局事務官高等官六等

九二〇敍正七位

一一一四高等官六等

明治三二五年九東京府參事官 高等官六等

一〇二東京府參事會員

三四一東京府土地收用審查會員

二七石川縣書記官 高等官六等

五四石川縣地方森林會議員

五株式會社石川縣農工銀行監理官

一一石川縣參事會員

九四高等官五等

一二二五從六位

三五三二六年鹿兒島縣書記官 高等官五等

三一同 地方森林會議員

四八同 參事會員

五一株式會社鹿兒島縣農工銀行監理官

九一高等官四等

一二二四正六位

	明治三七一〇	三高等官三等
一一一〇	從五位	
三八	國一九長兒馬縣奉勅官	高等官三等
三九	一一〇任就監府督記官	高等官三等
四〇	一勳四等旭日小綬章	
七二	郵局長官下ヨリ同國皇太子殿下裏 受領佩用允許	
九一	任學部次官勅任官二等	
九二	運政府參與官高等官二等	
九三	勤務二等大綬章	
九四	一二一〇正五位	
九五	四勅任官一等	
九六	四一八皇太子御紀念章受與	
九七	三八	
九八	一二五一勳一等八卦章	
九九	三二五兼任土地調查局副總裁勅任官一等	
一〇〇	八二八勳一等大綬章	
一〇一	明治四三一〇一朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁	
一〇二	四四一六一三勳三等旭日中綬章	
一〇三	高等官二等	
一〇四	四五四一勳三等旭日中綬章	
一〇五	四五四一勳二等官	
一〇六	五二〇從四位（特旨）	
一〇七	一二二三三重縣知事高等官二等	
一〇八	一二二三三重縣知事高等官一等	
一〇九	四二八官城縣知事高等官一等	
一〇一	四八一二北海道長官高等官一等	
一一〇	一一二二五同右內務省所管專務政府委員被仰付	
一一一	一二二五同右	
一一二	一二二五同右	
一一三	二八正四位	
一一四	七一四勳二等瑞寶章	

梁

衆議院

大正 七 一一二二五内務省所管事務政府委員被仰付	八 四一八依願免本官	一二一〇二五任拓殖事務局長 高等官一等	三〇恩祐審査會委員	九臨時殖產調查會委員	一五臨時改正調查會委員	三一國有財產調查會委員	一馬政調查會委員	一〇政府委員	二五同右	二八對支文化事業調查會委員	一三一四依願免本官	五一〇衆議院議員當選（第十五回總選舉）	八一二鐵道政務次官 高等官一等	一〇政府委員	一一二二六依願免本官	一二一七中央衛生會議員臨時委員	一二金杯一組	一二二依願免本官	一一〇金杯一懸賞賜	昭和三年勅令第百八十八號ノ旨ニ依リ大禮記 念章ヲ授與セラル	四七二任商工大臣	昭和 二 四二二依願免本官	一二一解散	一二〇衆議院議員當選（第十六回總選舉）	一一〇金杯一懸賞賜	昭和三年勅令第百八十八號ノ旨ニ依リ大禮記 念章ヲ授與セラル	四七二任商工大臣
--------------------------------	---------------	---------------------	-----------	------------	-------------	-------------	----------	--------	------	---------------	-----------	---------------------	-----------------	--------	------------	-----------------	--------	----------	-----------	----------------------------------	----------	---------------------	-------	---------------------	-----------	----------------------------------	----------

衆議院

昭和四	七一五資源審議會副總裁被仰付 一九社會政黨審議會委員被仰付 ノ國稅審議會委員被仰付 國際貸借審議會委員被仰付 五敍從三位
五	八一敍勳一等授瑞寶章 一二一臨時衆議院審議會副會長被仰付
六	二二〇衆議院議員當選（第十七回總選舉） 一二五昭和五年勅令第百四十八號ノ旨ニ依リ帝都復興記念章ヲ授與セラル
七	五一敍正三位（特旨） 八一一統制委員會委員被仰付 一二五鐵道會議議員被仰付
八	二二〇衆議院議員當選（第十八回總選舉） 四二二鐵道會議議員被仰付
九	一〇一昭和七年勅令第百四十五號ノ旨ニ依リ朝鮮昭和五年國勢調查記念章ヲ授與セラル 九二五製鐵事業評價審查委員會委員被仰付
一〇	一滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國功勞章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル 二九昭和六年乃至昭和九年事變ノ功ニ依リ金杯一 九一米穀對策調查會委員被仰付
一一	一五一依頼製鐵事業評價審查委員會委員被免 九二一滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル滿洲帝國皇帝訪日紀念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル 七二〇鐵道會議議員被仰付

衆議院

- | | |
|-------------------------------|---|
| 昭和一
一一
一一解散 | 二二〇 民議院議員當選（第十九回總選舉） |
| 一二
三三一解散 | 四三〇 民議院議員當選（第二十回總選舉） |
| 一三
八一七鐵道會議議員被仰付 | 一一二七金委員會委員被仰付 |
| 一四
四四同 | 一五四依頼統制委員會委員被免 |
| 一五
四二九支那事變ニ於ケル功ニ依銀杯一組ヲ授ケ賜フ | 一六一昭和十五年勅令第四百八十八號ノ旨ニ依リ紀元二千六百年祝典記念章ヲ授與セラル |
| 一六
一一七鐵道會議議員被仰付 | 五一四國家總動員審議會委員被仰付 |
| 一七
一二二同 | 一三產業設備督國設立委員被仰付 |
| 一九
六一七堯去 | 一九滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國神廟創建紀念章ヲ受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル |
| 當選回數
在職年數 | 六回
十八年 |

國民在郷中華委員會議

大正一三七一
昭和一八二
昭和二二九大正一三七二 大正十年歲乃至大正十二年歲、族入藏田次第
ノ幣豆ニテスル法律案委員

三右 委員長

五小作農業法案委員

八小學施設道省第二期工事完成ニテスル建議案

外二件委員

一大學教育費屬直直撥增加ニテスル建議案委員

二二日本報紙株式會社法案外一件委員

三三殖民地選舉法中改正法律案議院協議委員

四五該專委員

一二三一七路法中改正法律案（政府提出、實務院送付）委員

一八右 委員長

院

衆議院

四四二五電力管理法案（政府提出）外三件委員

五六右 委員長

三二五電力管理法案外三件兩院協議會委員

一六一一六開院式初稿委員文起草一件委員

右 委員長

裏面白紙

237

軍需省

燃料國策研究會規約

第二條 本會ハ資料特ニ液体石油ニ關スル事項ヲ研究シ等圖チシテ
料ノ自給自足ニ到達セシムルヲ以テ目的トス
註

(一) 媒體ニ通スル講演會又ハ座談會ノ開催、並ニ圖書印刷物
ノ刊行等ニ依リ塗体ニ對スル輿論ノ喚起指導ニ任ズ
(二) 國內油田ノ狀況観察ノ結果報告、國内石油資源ノ開發ニ關ス
ル意見ノ建白等ニ依リ國家ノ政策ノ施行ニ協力ス

俵孫一氏

一、鶴科園業研究會 理事長トシテ

昭和十二年六月一日ヨリ

十八年九月三十七日

大東亞液倅鶴科研究會ガ

如未ルマテ 六年四ヶ月

一、大東亞液倅鶴科研究會 倉長トシテ

昭和十八年九月二十七日ヨリ

死去レ至ルマテ

(ト) 北澤太郎業ノ姉妹等附南澤太郎業ニ對スル投資及融資ハ戰時
金庫金庫ヲシテ肩代りセシムルモノトス

北澤太郎業ノタク員及學務者ハ南澤太郎業ニ引継グモノトス

本籍	鳥取縣那賀郡濱田町字原井五九五	姓氏	樋	名	孫一	母氏名	
出生地		年號	明治廿八年七月十日	官記	明治二年二月五日	兵籍	
			十一月二日文官高等試驗合格				
			十一月廿六日任沖繩縣屬				
			廿九年九月廿五日給二級俸				
			任沖繩縣參事官				
			年俸八百圓下賜				
			十二月廿五日敍從七位				
			年俸九百圓下賜				
			明治三十三年六月八日年俸千圓下賜				
			卅一年二月十九日年俸千圓下賜				
			七月八日兼任臨時沖繩縣土地整理事務局事務官				
			敍高等官六等				
			九月廿日敍正七位				
			十一月十一日臨時沖繩縣土地整理事務局文官普通試驗委員ヲ命ス内務省				
			十一月十四日兼任臨時沖繩縣土地整理事務局事務官				
			卅二年五月九日敍高等官六等				
			年俸千圓下賜				
			四月廿七日任石川縣書記官				
明治卅三年四月一日改地方高級官俸給令		内務省	内閣	内務省	内務省	内務省	内務省
卅三年四月一日二級俸下賜		内務省	内閣	内務省	内務省	内務省	内務省
四月廿七日任石川縣書記官		内務省	内閣	内務省	内務省	内務省	内務省

		四月一日	勅勅四等授旭日小綬章（明治廿七八年ノ功）	賞勳局
		八月九日	任學部次官	統監府
		九月廿日	改統監府官制（參與官トナル）	内閣
			敍高等官二等	
			三級懲下陽	
		九月十九日	韓國政府ニ聘用セラル	
		九月廿日	解職	
		十二月十日	敍正五位	
		明治四十二年四月九日	韓國勅二等太極章受領及佩用允許	
		七月十九日	二級懲下陽	
				統監府
				官内省
				賞勳局
		明治四十三年二月廿八日	韓國第一位八卦章受領及佩用允許	
		四月一日	改高等官俸給令	
			二級懲下陽	
		八月廿八日	諭勅一等太極章受領及佩用允許	
		十月一日	廢官	
		十月一日	任朝鮮總督府臨時土地調查局副總裁	
			然高等官二等	
			一級懲下陽	
		明治四十四年六月十三日	敍勅三等授旭日中綬章	
		四十五年四月一日	廢官	
		四十五年五月廿日	特旨ヲ以テ位一級被進	
			從四位	
				官内省
				賞勳局
				内閣
				官内省
				賞勳局
				内閣
				官内省

商工省

大正元年十二月廿二日	任三重縣知事												
	敍高等官二等												
大正三年四月廿八日	韓國併合記念章授與	二級錫下賜											
大正四年八月廿二日	任北海道廳長官	敍高等官一等											
大正五年十二月廿九日	內務省所管事務政府委員被仰付	二級錫下賜											
大正六年六月廿五日	內務省所管事務政府委員被仰付	敍高等官一等											
大正十二月廿五日		二級錫下賜											
大正十二月廿八日	敍正四位												
大正七年十一月四日	敍勳二等授璽臂章												
大正八年四月十八日	一級錫下賜												
大正十二年十月廿五日	內務省所管事務政府委員被仰付	依願免本官											
大正十二年十一月五日	任拓殖事務局長	敍高等官一等											
	恩給審査委員被仰付												
	臨時條約改正調查委員會委員被仰付												

日本標準規格 B4 (257mm×364mm)

商工省		內閣	內務省
大正十二年十一月	十四日	年俸七百圓加賜	
十二月	一日	國有財產調查會委員被仰付	
十二月	十日	馬政調查委員會委員被仰付	
十二月廿五日			
十三年一月十四日	八月十二日	依頼免本官	
十三年一月十四日	十二月廿八日	對支文化事業調查會委員被仰付	
十三年一月十四日	八月廿四日	鐵道省所督事務政府委員被仰付	
十三年一月十四日	三月廿一日	調 委員被免	
十三年一月十四日	八月十日	任內務政務次官	
十三年一月十四日	十二月廿四日	鐵道等官一等	
十四年八月廿九日	都市計畫中央委員會臨時委員被仰付		
十四年九月廿二日	保險衛生調查委員被仰付		
十四年十月七日	特別都市計畫委員會臨時委員被仰付		
十四年十二月十六日	鐵道會議臨時委員被仰付		
十五年十二月廿五日	內務省所管事務政府委員被仰付		
十五年十二月廿六日	瓦斯事務委員會委員被仰付		
十五年四月廿七日	內務保健課本會臨時委員被仰付		
七月十二日	金杯壹箇(賜)		
七月十五日	中央衛生會臨時委員被仰付		
七月二日	行政調查會委員被仰付		

		内閣		内閣		内閣	
		賞勲局		賞勲局		賞勲局	
		内閣		内閣		内閣	
年	月日	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
昭和二年	十二月廿四日	内務省所管事務政府委員被仰付					
	三月廿六日	同					
	四月廿二日	依願免本官					
昭和三年	五月一日	衆議院議員當選					
	十一月十日	金杯壹箇ヲ賜フ					
昭和四年	七月二日	任商工大臣					
	八月一日	不當廢賈審査委員會會長（大正九年十一月 勅令第五年四九號）					
	八月一日	工業品規格統一調查會會長（大正十五年六月 勅令第十五年六〇號）					
昭和五年	七月十五日	國產振興委員會會長（大正十四年十二月 勅令第十四年四九號）					
	八月一日	瓦斯事業委員會會長（大正十三年三月 勅令第十三年三九號）					
	八月一日	商工審議會會長（昭和二年五月 勅令第二二一號）					
昭和五年	七月十九日	商工參考館設立調查委員會會長（昭和四年五月十四日 内閣決定）					
	八月一日	社會政策審議會副總裁被仰付					
	八月一日	賦稅審議會委員被仰付					
昭和五年	八月廿一日	國際貨借審議會委員被仰付					
	八月一日	關稅審議會委員被仰付					
昭和五年	八月廿一日	臨時產業審議會副會長被仰付					
	八月廿一日	商工參考館設立審查委員會長自然消滅（八月廿日開議決 定同委員會廢止）					
昭和五年	六月二日	臨時產業合理局長官（五六二新令第一一二號 同官制公布）					
	六月二日	臨時產業合理局文官普通徵戒委員長ヲ命ス					
昭和三年	十一月十日	臨時產業合理局長官（新令第百三十一號 官制廢止ニ依リ自然消滅）					
	十一月十日	大禮記念章ヲ授與セラル					

商工省

昭和五年二月二十日衆議院議員當選（第十七回）	
六年四月十四日	依願免本官
五月一日	敕正三位（特旨）
八月十一日	統制委員會委員被仰付
七年一月廿一日	解散
一一月廿五日	鐵道會議議員被仰付
二月二十日	衆議院議員當選（第十八回）
四月廿三日	鐵道會議議員被仰付
八年九月廿五日	製鐵事業評價審查委員會委員被仰付
九年九月一日	米穀對策調查會委員被仰付
一一月五日	依願製鐵事業審查委員會委員被免
十年七月二十日	鐵道會議議員被仰付
商工省	
昭和三年十一月十日	大禮記章授與セラル
五年十二月五日	昭和五年勅令第一四八號ノ旨ニ依リ帝都復興記念章授與
七年十月一日	昭和七年勅令第一四五號ノ旨ニ依リ昭和五年國勢調査記念章授與セラル
九年三月一日	滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル建國功勞章受領シ及ヒ佩用スルヲ允許セラル
四年四月廿九日	昭和六年乃至九年事變ノ功ニ依リ金杯一箇ヲ賜フ
十一年一月廿一日	解散
一二月二十日	衆議院議員當選（第十九回）
四月廿五日	鐵道會議議員被仰付
十年九月廿一日	滿洲國皇帝陛下ヨリ贈與シタル滿洲帝國皇帝訪日記

建議書

(代 謄 寫)

石油ヲ五重要產業並ニ取扱レタキ件ニ付建議

大東亞液体燃料研究會

247

昭和十九年十二月十四日

大東亞液体燃料研究會
會長 俵 孫

一

248

内閣總理大臣 東條英機閣下
軍需大臣 東條英機閣下
陸軍大臣 東條英機閣下
海軍大臣 嶋田繁太郎閣下

(同文提出先)

石油ヲ五重要産業並ニ取扱ハレタキ件ニ付建議

曩ニ政府ハ戰爭行政職權特例ニ依リ戰時下鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生產擴充上特ニ必要アル時ハ、内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲ爲シ得ベキコトヲ規定シ、更ニ右ニ要スベキ勞務、資材、動力及資金ニ關シ特ニ行政上ノ特例ヲ明示セラレタリ

鐵鋼、其ノ他上記五大產業ガ戰時下特ニ重要ナルベキニ付イテハ世上之ニ疑ヲ挾ムモノ無之モ讐ツテ想ヲ軍需物資生產充實並ニ活用ノ兩面ニ及サバ、以上五大物資ニ重點ヲ置クコトノミテ以テ、果シテ克ク政府ノ庶幾セル目的達成ニ遺憾無キヲ保セザルベシ、惟フニ石油ハ其性能上戰爭資材トシテ尤モ有用ニシテ、航空機、艦船ノ増產、奈何ニ大量ニ及ブト雖モ、之ガ運行ニ要スベキ有効ナル石油ノ隨伴無クバ、到底其機能ヲ果ス能ハザルベシ

今ヤ南方領域ニ豊富ナル油田地帶ノ確保セラルアリ、軍管理ノ下、直接

戰力ニ必要ナル油量ハ舉ゲテ此領域ヨリ確保シ得ベク、開發並ニ製產ニ邁進セラル如キモ、今日ノ現狀トシテ軍需資材ノ調辨ハ獨リ南方地域ニノミ頼ル能ハズ、尙内地工業施設ノ發動ニ期待スベキモノ多ク、一方南方原油ノ性能ニ照セバ、既存製油設備ニ改良ヲ加ヘ或ハ人造石油工業ニ改良増設ヲ施スベキモノ不尠ルヲ痛感スルモノ也

石油業界ハ戰力増強ニ對應セン方爲メ、夙ニ既存設備ノ增設改良、人造石油工業施設ノ擴充ニ邁進シ、他方天然資源開發、原油掘鑿ニ付テハ、懸命ノ努力ヲ敢テセルモ奈何セン今日ニ至ル現狀トシテハ所要ノ勞務、資材並ニ動力ノ調辨ニ缺クル處不専、殊ニ石油ガ重大產業トシテノ取扱ヲ受クルノ域ニ入ラザルガ爲メ自然各官廳殊ニ地方諸官衙、各統制會、輸送機關等ニヨリ其ノ取扱方ニ付第二次的以下ニ墮セシメラル事トナリ、勢ヒ是等重點產業ニ優先セラルノミナラズ、其他ノ產業ニモ時トシテ優位セラルノ取扱ヲ受クル事トナリ、労力ノ調達遲延トナリ、物資ノ輸送ハ後廻トナリ、資材ノ割

當不十分トナリ、是等ハ相關聯シテ建設改良補修ノ諸工程ニ著シキ影響ヲ及ボシ、延テ重要軍需資材タル石油ノ生產ニ滯滯チ來ス事、直ニ國家ノ要望スル軍需物資急速調辨上遺憾極リ無キモノ也

吾人ハ今更石油ノ重要性ヲ喫々セントスルモノニ非ルモ、優秀ナル航空機並ニ艦船ガ如何ニ多量ニ生産セラルルトモ、之ガ動力タル石油ノ豊富ナル隨伴ナクンバ其ノ威力ヲ發揮スル能ハザルヲ痛感シ、乃チ國內油田ノ大開發、精製設備ノ增强コソハ航空機、艦船增產ト不可分ナル刻下ノ急務タルベキヲ絶叫セントスルモノ也、目下間斷無キ航空決戦ノ連續ト勢ヒ航空機大增產ノ強行ハ自然原動力タル石油ノ平行的大增產ヲ要請スルモノナレドモ、斯業ガ重要產業ニ同列セラレザル事ヨリ、實際問題トシテ上述ノ如キ其ノ目的遂行ニ幾多ノ支障ヲ惹起シ、事實上至難ノ狀態ニ陥レルモノニシテ、斯ル狀態ノ遷延ハ延テ直接戰力ニ由々シキ影響ヲ及ボスチ疑ハズ、吾等聲ヲ大ニシテ石油業ノ重要產業並ニ取扱ハルベキ、國策樹立ヲ翹望シテ止マザル所以ノモノ

實ニ茲ニ存ス

願ハクバ政府當局此間ノ認識ヲ深クセラレ、此際急速ニ石油事業ヲ過般決定セラレタル五大重要產業ト同等ノ取扱ヲセラルベキ國策ヲ決定シ、之ヲ中外ニ闡明シテ、以テ綜合戰力增强ニ一段ノ刺戟ヲ與ヘラレン事切望シテ不止處也

本會ハ役員會ノ決議ニ依リ石油事業ノ重點投方ニ付茲ニ建議シ、至急是ガ採擇ヲ請ハントスルモノニ有之候、幸ニ刻下ノ戰力增强ニ百歩ヲ進ムルヲ得バ其ノ喜ビ啻ニ本會ノミノ幸トスル處ニ非ザル也

建
議
書

軍需省設置ニ際シ其機構並ニ運營ニ付建議

(代
贊
寫)

大東亞液体燃料研究會

昭和十九年十月九日

大東亞液体燃料研究會
會長 俵 孫

一

252

内閣總理大臣 東條英機閣下
陸軍大臣 東條英機閣下
海軍大臣 嶋田繁太郎閣下
商工大臣 岸信介閣下
企畫院總裁 鈴木貞一閣下

(同文提出先)

軍需省設置ニ際シ其機構並ニ運營ニ付建議

曩ニ政府ハ軍需生産ノ急速増強ヲ圖リ、特ニ航空戦力ノ躍進的擴充ヲ圖ル爲、軍需生産ヲ綜合統一的ニ遂行確保スル目的ヲ以テ軍需省ヲ設置セラル旨ヲ公示セラレタリ、本會ハ軍需擴充ノ隘路ヲ根本的ニ打開セラントスル政府ノ措置ニ對シ滿腔ノ贊意ト希望トヲ有スルモノニ有之、依テ茲ニ軍需省設置ヲ回ル構想ニ關シ左ニ卑見ヲ具シテ之ガ採擇ヲ請ハントスルモノ也

一、石油其他液体燃料（含潤滑劑）ニ關スル行政ハ之ヲ一括シテ軍需省ノ所管トナシ、且強力ナル一局ヲ設ケテ之ガ統督ノ任ニ當ラシムルコト

石油（其他ノ液体燃料ヲ含ム）ハ夫自身兵器トシテ又ハ戰爭遂行上ノ資材トシテ重要ナルコト今更説明ノ要無ク更ニ一方兵器其他軍用諸資材ノ生産工程上絶對必須ナルコト他ノ物資ヲ以テ之ニ代替スル能ハザルニ徵シ明カニシテ其性能上、用途上ヨリ見テ之ガ全部ヲ軍用資材トシテ管理

スルニ非ザレバ到底軍需ノ完璧ヲ期スルコト能ハザルベシ

夫ノ交通、運輸面ニ現ハレタル或ハ農山漁村方面ノ消費ニ見ユル石油ニ就テ見ル今日モ何レモ戦力増強ニ至大ノ關聯ヲ有シ是等ヲ除外シテハ到底戦時態勢ノ萬全ヲ期スルコト能ハザルベシ

斯ク觀來レバ石油ハ其用途ノ奈何ヲ不問、其本質上之ヲ軍需資材トシテ管理シ而モ其重要度ニ鑑ミ須ク強力ナル一局ヲ設ケ以テ開發、增産、品質ノ向上ニ二元的統制ヲ期スベキモノナルベシ

尙近時人造石油事業ノ發達著シ折柄之ガ主要材、合成材並ニ觸媒等其他苟クモ液体燃料ニ屬スベキモノニ付テハ其礦物系ナルト否トヲ問ハズ何レモ燃料行政ノ一環トシテ之ヲ該局ニ統轄セラル、コトトシ、其間ノ聯絡調整ノ完キヲ得バ液体燃料綜合發展ノ上ニ裨益スル處不渺ルベシ

二、

イ、陸、海軍部直營ノ燃料官署ハ此際之ヲ軍需省ニ移管シ其一貫シタル

行政指導ノ下之ガ管理ニ當ラシムルコト

ロ、民營事業ニ付テハ速カニ強力ナル統制會ヲ組織セシメ前者ト綜合シタル計畫ノ下責任量ノ生産供給ニ當ラシムルコト

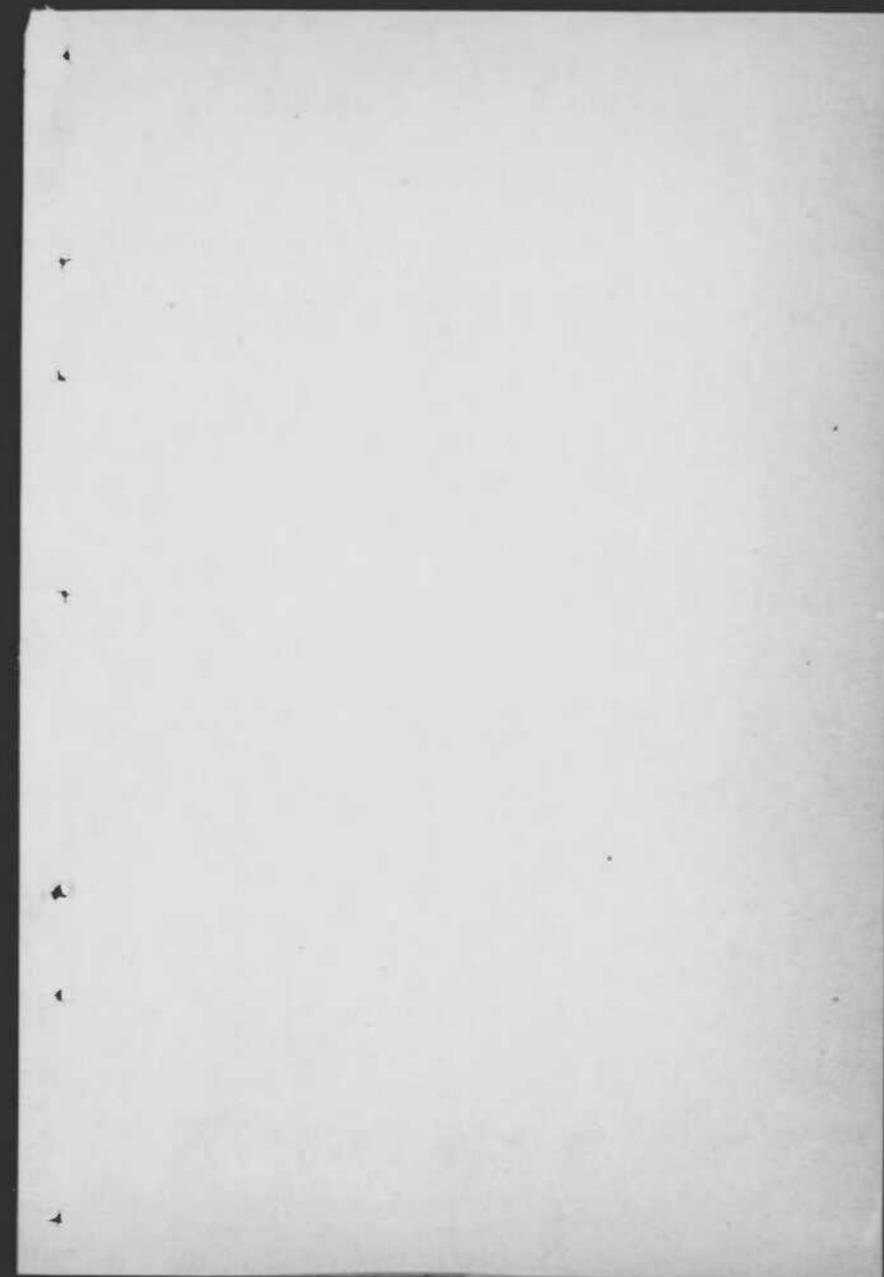
三、石油專賣制ヲ廢止スルコト

石油專賣制ハ當時政府ノ表明セラレタル敏速ニシテ正確ナル重點配給ヲ庶幾セルモノナレドモ今ヤ軍需省ノ出現ニヨリ軍、官、民凡テニ百ル石油ガ一貫シタル綜合計畫ノ下其開發、生産ノ増進、供給ノ促進ヲ達成セラルニ至ルベク、一方曩ニ政府ノ聲明セラレタル行政機構並ニ各種統制團体ノ徹底的強化、簡素化ノ實現ヲ見ントスル今日ニアリテハ、須ク專賣制ヲ廢シ統制會ヲシテ其指導全キヲ得セシメバ、必ズヤ所期ノ目的達成ニ困難無カルベシ

以上ハ、石油ノ性能ノ軍需面ニ映ジタル重要度ニ立脚シテ述べタルモノニシテ是ガ理念ハ外地ハ勿論ノコト南方諸地域ニモ均シク及ボスベキモノトス、

想フニ南方諸地域ハ現在軍ノ作戦行動ノ領域ニ屬シ、吾人今日之ニ言及スベキニ非ザルモ、石油行政ニ關スル構想ニ就テハ均シク同一ノ歸結ニ到ルベキモノニシテ、苟クモ油田ノ開發、精油設備ノ運行、人造石油其他類似製品ノ生産指導需給面ノ調整等ハ、舉ゲテ之ヲ軍需省ノ一貫シタル綜合行政下ニ運營セシムルヲ期スベキモノナルベシ

軍需省設置ノ廟議既ニ成リ、今ヤ内部組織検討ノ機ニ際シ本會ハ役員會ノ議ヲ經テ茲ニ卑見ヲ呈シ參考ニ資セントスルモノニ有之、幸ニ建議ノ趣旨採擇相成、茲ニ燃料行政ノ基幹ヲ不動ノ地ニ築キ百年不易ノ國策遂行ノ機構ヲ見バ其喜ビ啻ニ本會ノミノ幸トスル處ニ非ザル也



昭和十九年四月

(代
艦
寫)

西亞における米英石油争奪戦

大東亜液體燃料研究會

米國は最近の石油増産の不振を口實に石油を生産する總ての國に侵略の魔手を延ばしてゐるが、西亞に於ても猛烈な米英の石油争奪戦が行はれてゐる。尤もこれは今に始つたのではなく、既に永い間、兩者の間に暗闘が續けられて來たのであるが、最近の狀勢は完全に英國に不利な展開を示し、英國の世界に於ける石油生産の重要な位置からの轉落を物語つてゐる。事の起りは米内務長官兼戰時燃料局長官ハロルド・ifikスが「アメリカン・マガジン」誌の昨年十二月號に「米國の石油は段々足りなくなる」と題する論文を寄せて米國內の石油貯藏量は後十四年しか續かず、豫め、充分注意しなければ今後戦争出來なくなる。だから出来るだけ他の國の石油を利用して米國の石油は極力儉約せねばならぬ、而も外國の補給にも限度があるから現存の石油資源を優先確保しなければならぬと論じ、更に去る二月七日には、「戦後には米國石油の不足が感ぜられるやうになるだらう」と聲明、政府はイフクスを總裁とする直屬の石油貯藏會社を創設して、ペルシャ灣及アラビヤの利權を所有する二大米國會社、アラビヤ・米國石油會社並にペルシャ灣開發會社と協定を結び、ペルシャ灣から地中海まで送油

議を取扱うことに決定、米海軍もこの進出政策を極力支持してゐるといはれるが、これに對し米國石油會社の民間代表機關ともじみべき米國石油商業戰時會議から猛烈な反対が起り、これは前記二社に利權を獨占的に附與したことに対する抗議であるとはいへ、米國内石油工業の歐洲市場支配に對する重大脅威を見る。而してこれに對し海軍長官イフクスは最近議會で「米國石油會社は彼等が折角獲得した利權をみすみす英に取り去られようとしてゐる」と發言、俄然英の憤激を買ひ、近くワシントンで開催の石油會議に早くも波瀾を豫想させるに至つた。

一方この地中海送油管問題に對する英國側の反響はエコノミスト誌三月十一日號の「西亞にむける米國」といふ論説であるが、これによれば米國はたゞ一方的な獨斷專行主義を排してあくまで英國との緊密な協力の下にやつてもらひたいと、極めて婉曲な言辭で米國に西亞から手を引けと要求し、又燃料局長官イフクスの騒ぎの數字的根據を次の通り述べてゐる。

即ち一九四三年八月米國上院の公共土地部屋分科委員會に提出された別紙第一表。

よれば、一九三八年の生産を基礎にした一九四三年現在の米國の石油貯藏量は後十五年しか續かず、全世界の貯藏量を以てしても其の二倍にしか持たない。さらに一九四三年にむける米國の貯藏量約十五億バーレルを基礎にすれば、米國の貯藏量は十三年間でなくなるといふけれども、世界最大石油埋藏地域は第一がソ聯邦の南部、iran、イラク、アラビヤ、エジプトの各國の豊富な油田であり、第二が米國南部、メキシコ、グエネズエラ、コロンビヤ各國の大油田、第三がギリネオ、スマトラ、ジャガア、ニューギニア等で、現在わかつてゐる埋藏量は實際の埋藏量と殆んど關係がない位だ。

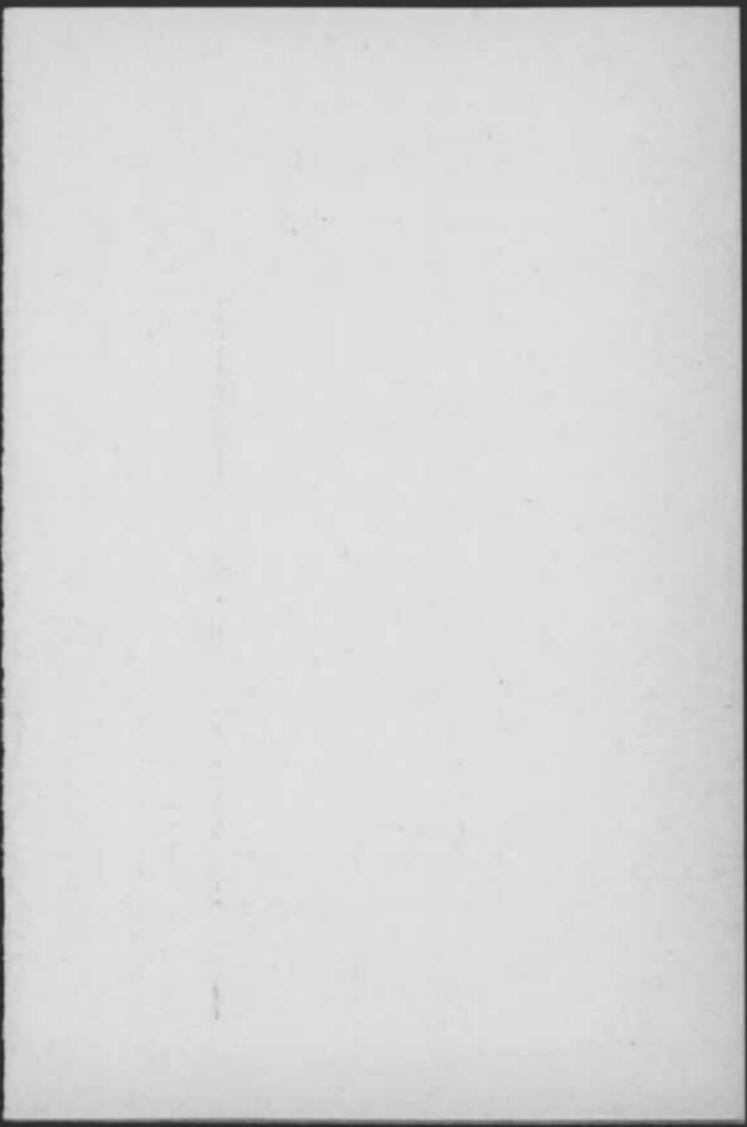
この一例としてイフクス長官の非難論と全く異つた意見は一九四三年十二月三十日付の雑誌「石油とガス」誌上のニュー・ジャージー州のスタンダード石油會社副社長ウーレフ・ブラットの所論で、それによれば現在の世界石油貯藏量は一千億バーレル以上で、米國が二百億バーレル、ソ聯が四百五十億バーレル、他が四百億バーレルであるが、米國は自國、及フ聯を除いた他の四百億バーレルのうち近東において百三十三億バーレル、ラテン米洲において三十七億バーレルを既に支配して居り、残りの二百億バーレルが英、

第一表
 (一九四一年における世界の石油貯蔵推定量並びに一九三八年における世界の

一九四二年における世界の貿易量(単位千ハレル)	一九三八年における世界の貿易量(単位千ハレル)	生産量の比率%
米国	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六・三二五
ソビエト聯邦	一、五〇〇、〇〇〇	二・四七一
ダニエルズエラ	五六〇、〇〇〇	三・三九三
コロンビア	五〇〇、〇〇〇	四・四〇〇
メキシコ	六七五、〇〇〇	五・六八〇
アルゼンチン	二五〇、〇〇〇	六・六九〇
エクアドル	二七、〇〇〇	八・三七〇
ボリビア	四五〇、〇〇〇	〇・三七五
ブラジル	一、〇〇〇	四・五〇〇
トリニティ	一、〇〇〇	五・九二六
ナウル	一、〇〇〇	三・五七一
カナダ	一、〇〇〇	一・八七五
アルバニア	一、〇〇〇	一・〇一七九
チエコスロバキア	一、〇〇〇	一・一八八一
フランス	八三、〇〇〇	一・一五
イギリス	八、〇〇〇	一・一五
ド ブ	五、六〇〇	一・一五

南洋の他となってゐて、決してイツクス長官の石油不足の根據は正確なものではない。だから世界の石油資源に優先権を確保しようと争ふ必要は毫もなく、来るべき石油會議には石油の基本原料資源としての重要性に鑑み、

第一、大西洋憲章第四條に掲げられた原料資源確保に關する平等の原則、不足の國々に對し、公正な價段で石油を供すること、



天
然
瓦
斯

昭和十九年四月

〔代 謄 寫〕

大東亞液體燃料研究會

國內原油増産が國家の緊急要請である今日、これと
關聯して天然瓦斯事業の重要性が著しく注目されて
來た。本會は三月十八日大多喜天然瓦斯株式會社取
締役技師長三川逸郎氏に請ひ、「本邦に於ける天然瓦
斯事業の現況」に就き特別の御講演を御願した。
これは當日の記録である。

昭和十九年四月

大東亞液體燃料研究會

本邦に於ける天然瓦斯事業の現況

大多喜天然瓦斯株式會社

取締役技師長 三川逸郎

天然瓦斯事業は新興工業であるばかりでなく、燃料工業としては、性質が地味であるため、一般から餘り高く評價されず、又注目されることも少なかつたやうであります。殊に南方占領後の諸情勢の變化は、一時天然瓦斯事業の存立すら不安視する向もあつたかに思はれた程であります。然も、軍需兵器増産の結果、今まで餘り顧みられなかつた重工業用資源の需要が著しく増大するに至つた今日、その事情は一變してしまひました。即ち天然瓦斯事業はガソリン代用として自動車に使用する外、石炭に代位する燃料として刻下の熱源增强に一段とその重要性を加へるに至つた次第であります。

これから本邦に於ける天然瓦斯事業の現況を御話いたして戰時下燃料確保必至の折、皆様と共に燃料問題に関する認識を深めたいと思ひます。

一、天然瓦斯の存在及び性質

天然に發生する瓦斯は嚴密に言へば、すべて天然瓦斯と稱すべきであります。普通は有機の燃える瓦斯を天然瓦斯と言ひ、無機の燃えないものは天然瓦斯と呼んで居りません。

然らば一體この天然瓦斯は何んな所に存在してゐるかと言ひますと、大體次の四つの場合が考へられます。

一、石油と伴つて存在してゐる場合で、石油瓦斯と呼ぶものであります。例へば秋田縣、新潟縣等の石油地に發噴し、石油と一緒に出てくる瓦斯はこの種の瓦斯であります。

二、石油には伴はないが、石油露床の附近並に石油と同一系統の地層中に存在する場合で、之を唯石油瓦斯と言ひます。例へば臺灣の錦水（上部層の瓦斯）、千葉縣の大沼、茂原地方に噴出するものはこの種に屬する瓦斯であります。

三、沼や湖等の低地若しくは極く若い地層中に發生する場合即ち沼氣瓦斯とかメタン瓦斯とか呼ばれてゐるもので、琵琶湖、諏訪湖畔、信濃川河岸のやうな地域に出るものであります。

四、石炭に伴つてゐる場合即ち石炭層瓦斯で石炭の産出する地域に出る瓦斯であります。

此等のうちで最も利用價值のあるのは石油瓦斯と准石油瓦斯の二つでですが、これは埋藏量も豊富だし熱量も多いからであります。

天然瓦斯の成分は炭化水素を主成分とし、之に酸素、炭酸瓦斯、一酸化炭素及び窒素等を伴ひ、稀には硫化水素、ヘリウム等も多少含有する場合もあります。而して此等各成分の含む率はその產地によつて、非常に差異があり、メタンの多いもの、揮發油の多いもの、炭酸瓦斯の多いもの、硫化水素の多いもの等色々あります。従つて非常によく燃え易いものがあれば、中には殆んど燃えないといふものもあるわけであります。こゝで少し御注意いたし度いのは、最後の窒素の多い瓦斯のことでありまして、之にはヘリウムといふ大切な瓦斯が含有して居ります。この瓦斯は空氣に比べて非常に軽く、どんな温度、壓力の下でも他の元素と化合しないから、水素のやうに爆發したり、燃焼したり

する危険がなく、飛行船にはもつてこいのものであります。殘念ながら我が國では山形縣に極く少量產出するに過ぎません。

二、本邦に於ける天然瓦斯の分布

本邦に於ける天然瓦斯の分布は非常に廣く、北は樺太から南は遠く臺灣にまで延びて居ります。尤も本州の中部地方にはその產出を餘り聞かないが、次に御話するやうに廣範囲に分布してゐるのあります。

第三紀層から發生する瓦斯の產出地域を北から順次に述ぶれば樺太、北海道、青森縣、秋田縣、山形縣、新潟縣、長野縣、千葉縣、靜岡縣及び臺灣等で、就中最も多く瓦斯の產出するる地方は、北海道、秋田縣、新潟縣、千葉縣及び臺灣等であります。その中でも新潟市の附近、千葉縣の茂原、大多喜町地方、臺灣の竹東、錦水等の如きは產出量から言つても又利用狀況から見ても、その雄たるものとして知られて居ります。

次に第四紀層より噴出する瓦斯產出地域になります。この方は莫大な廣區域になりますが、そのうちでも相當なるところを北より順次に舉げれば北海道石狩平野地方、長萬部附近、青森縣岩木川流域地方、山形縣酒田町、天童町地方、新潟縣蒲原平野地方、茨城縣利根川下流地方、神奈川縣川崎、東京都深川、千葉縣船橋地方、石川縣河北潟東部地方、静岡縣天龍川、大井川下流地方、愛知縣木曾川

下流地方、岐阜縣養老村附近、滋賀縣琵琶湖畔地方、鳥根縣宍道湖畔地方宮崎縣加久藤村地方鹿兒島縣敷根町地方等で多方面に分布して居ります。以上のやうに第四紀の若い層から出る瓦斯產出地帶は多方面に延びてゐるが、就中石狩平野地域、天童町地域、蒲原平野地域及び琵琶湖畔地域等が最も有望地域と認められてゐます。

三、天然瓦斯の利用

一般に天然瓦斯の利用方面としては、揮發油用、燃料用、化學的利用、動力用の四つが考へられます。第一の場合に石油井戸から噴出する天然瓦斯には大抵揮發油が含まれてゐるので、これをガソリンプラントに通して揮發油を採り、残りの瓦斯をその他の方に利用するのであります。斯うして採つた揮發油を普通の揮發油と區別して天然ガソリンと申してゐます。我が國で大きなプラントの設置されてゐる個處は新潟縣の西山、臺灣の錦水、竹東、新營等であります。

第二の燃料としての天然瓦斯は熱量が八〇〇〇乃至九〇〇〇キロカロリーと言ふ外の燃料に比べ、遙かに高い熱量、即ち丁度我々が家庭で使つてゐる瓦斯の二倍以上の熱量を持つて居ります。その外成分中には殆んど不純分を含んで居りませんから、燃燒に際して機械器具並に製品に對して惡影響を及ぼすやうな憂は全然なく、製鋼、硝子工業等のやうな高熱工業用燃料としては最も適當であります。殊に燃料費の低廉なことは天然瓦斯の最も強味とするところでありまして、石炭に比すれば燃焼

に就ての無駄がなく、石炭瓦斯に較ぶれば有害成分を含まず、無煙、無臭極めて衛生的で、職工の健康上、能率上理想的燃料であります。

次に天然瓦斯の化學的利用に就ては、これを酸化すれば酸化炭素、フォルマリン、蟻酸、これを鹽素化すれば鹽化メチル、クロロフォーム、四鹽化炭素、これを熱分解すればカルボンプラック、水素これを重合すればアセチレン、ベンズール、トリオール等の種々なる化學藥品が造られ、此の方面への利用も可成期待せられて居ます。

第四番目の瓦斯エンジンの動力用としても天然瓦斯は極めて優秀なる成績を現はし、熱量の高いこと、不純分の少いこと等がこゝに於ても有效に働いて居ります。殊に最近ガソリン代用燃料として天然瓦斯が利用されるやうになつてから、この方面への利用は莫大なるもので、自動車は勿論のこと、ガソリンカー、魚船にも利用され、この方面への利用は將來益々大なるものがあると考へられます。この話に就ては次に詳しく述べることにいたしませう。

四、本邦に於ける天然瓦斯利用の現況

現に天然瓦斯を利用してゐる地方は北から秋田縣、山形縣、新潟縣、千葉縣、長野縣、靜岡縣、岐阜縣、滋賀縣、宮崎縣及び鹿兒島縣等であります。各種の工業に利用し、最も天然瓦斯を有效に使つてゐるのは、千葉縣と臺灣であつて、他のものはそれほどまでに進んでゐないやうであります。

これから天然瓦斯で代表的な千葉縣の場合を例にとり、詳しく述べて、それから地方地方の現況を簡単に御話いたし度いと存じます。

千葉縣の茂原、大多喜地方の天然瓦斯は、各種の工業に利用され、相當な實績を擧げてゐるのであります。之れには色々の原因もありませうが、東京に近くて操業に都合がよかつたといふこと、瓦斯層の分布が廣い區域に分布してゐるといふこと、最初から瓦斯を利用するといふ建前で仕事をはじめたといふことによるやうに考へてゐます。

この地方の瓦斯は硝子工業、電球工業、沃度工業、自轉車工業、製藥工業、壓縮瓦斯工業、發電等へ利用される外、附近の町は瓦斯供給の恩恵に浴してゐるのであります。

此等の工業で最も興味あるものは壓縮天然瓦斯工業であつて、天然瓦斯をボンベに一五〇氣壓前後に詰めて販賣する仕事で、このボンベを自動車につけてガソリン代用とする仕事即ち天然瓦斯自動車に供給する工業であります。こゝでボンベといふのは長さ一米餘直徑二十厘米ばかりの鋼鐵の容器であります。

このボンベ一本あれば四、五人の家族で、煮炊を一切、風呂まで沸して寝に十五、六日の使用に堪へます。大型バスやトラックなら、ボンベ五本で二百キロ、乗用車に至つてはボンベ一本で寝に六〇キロの走行に堪へるといふ文字通りガソリン代用の好燃料となつたのであります。東京市内には目下

同自動車が七、八百臺走つて居ります。

次は地方のことになりますが秋田縣で天然瓦斯を産出、それを利用してゐる所は秋田市外八橋附近縣南の平澤町等で、此等の瓦斯は自動車にガソリン代用として使はれてゐる以外、燃料としても附近の工場に送られて居ります。而して縣内は勿論のこと、青森、山形の方までも鐵路に依りボンベを運搬し、遠距離地方にまでその手を延ばし輸送報酬に専念いたし居ります。この方は帝國石油株式會社でやつて居ります。

山形縣には天童天然瓦斯株式會社があり、天童町の西部即ち最上川沿岸地帶の天然瓦斯を開発し、山形市、天童町附近の自動車に使用させる外、仙臺市までボンベを運搬し、その方の輸送をも擔當すべく努力中であります。同會社では壓縮瓦斯ばかりでなく硝子工業、砂鐵工業をも誘致し、生瓦斯としてそれにも供給すべく手配中なりと聞いて居ります。

新潟縣下の天然瓦斯壓縮所は新潟市、柏崎市、直江津町に在り、各市町の自動車には勿論のこと軍需會社、民家にも供給、長野市に至りボンベを送つて居ります。此等の仕事はすべて帝國石油株式會社で行つて居ります。

長野縣は前述のやうに長野市が直江津より瓦斯を送つて貰ひ、自動車を走らせてゐるが、諏訪湖畔にも瓦斯が噴出しているので、土地の會社ではその瓦斯を壓縮して自動車用に、生瓦斯は家庭及び工

場に供してゐます。

静岡縣に静岡天然瓦斯株式會社があり、焼津町の北部に瓦斯壓縮所を設け、附近の自動車に供してゐるが、生瓦斯としては焼津町の廣榮株式會社が化學工業に利用してゐる外、静岡天然瓦斯株式會社が清水市の軍需工場にも石炭代用として天然瓦斯を送る可く現在清水地方を開發して居ります。

岐阜縣の天然瓦斯は東海メタン工業株式會社が養老附近の天然瓦斯を開發して、瓦斯を採取し、之を壓縮して大垣市及びその附近の自動車に給供してゐます。

石川縣の天然瓦斯は河北潟の東部湖畔に產出し、之を河北潟天然瓦斯工業株式會社が開發し、湖及海の魚船並に金澤市の自動車を動かすべく目下鋭意努力中、生瓦斯は硝子工業及び鐵工業に利用するやうに計畫中のことあります。

滋賀縣の琵琶湖畔の天然瓦斯の開發は琵琶湖天然瓦斯株式會社により行はれ、大津、京都の自動車に充填し、輸送方面をやつてゐる外に、湖畔の軍需工場に燃料瓦斯として送る可く増産に邁進してゐます。尚江若鐵道のガフリンカーにも送り、ガフリン代用もしてゐて、絶讚を博してゐるといふことを聞いてゐます。

宮崎縣と鹿兒島縣に就ては前者には九州天然瓦斯株式會社があつて小林町、都城市に、後者には敷根天然瓦斯株式會社があり、鹿兒島市の自動車にそれ／＼ポンベを送り自動車を運行させてゐます。

次は臺灣の天然瓦斯の話になりますが、臺灣の天然瓦斯の豊富さは全く驚くべきもので、内地のものは一寸桁違つてゐるやうであります。しかし最近は少しく量が減退して困つてゐることを聞いてゐますがはつきりしたことはわかりません。利用の方面は壓縮天然瓦斯事業即ち天然瓦斯を自動車に詰める仕事、ガフリン採取工業、カーボンプラック工業、硝子工業等に使用してゐます。その外化學工業に利用すべく目下盛んに研究中ですから、遠からず合成ガソリンとかベンゾールなどの貴重品も製造されること、期待されてゐます。

尚内地で千葉縣を除いて今後天然瓦斯工業の發達する可能性の多い地方を探して見ますと、秋田縣の八郎潟附近、新潟の蒲原平原地方、琵琶湖畔地方、山形縣天童町の西部地方等が第一候補地として挙げられるこゝ思ひます。

戦時下の我が國で重要な産業が多々あるが、そのうちで絶対必要なるものは何とかと聞はれるこ、唯れも燃料即ち石炭、石油を推すのに躊躇しないであります。それはご時局は燃料を要求してゐます。何んな工業でも燃料がなければ出來ぬことは何人も御承知のことゝ思ひます。ところが輸送の問題とか、勞力の問題で仲々思ふやうに、石炭、石油が出廻らない。従つてこの代用となるべきものを種々研究或は實行してゐるが、餘り香しくない現状であります。而してこの代用燃料即ち石炭、石油の代りをつどめてゐるものも色々あるが、最も評判のよいものは、さきほど話したやうに、天然

瓦斯であることはここで喋々するまでもないことを存じます。代用だけではなく、それ自體、有用なる化學藥品も出來得る強味も持つて居ります。

一日も早く全國的に天然瓦斯を開發し、地方地方の輸送力を圓滑ならしむると共に、軍需工場の燃料部門を擔當し、軍需兵器を増産せしむるやう祈つてやまないものであります。

問 豪華の瓦斯は何の種類ですか。

答 豪華の瓦斯は石油瓦斯と准石油瓦斯の二種類で、中部、下部層のものは前者に屬してゐますが、上部層の瓦斯は准石油瓦斯と思ひます。

問 琵琶湖の瓦斯は自動車に使つてゐませう。あれはメタンガスですか。

答 メタンです。現在琵琶湖では八〇〇立方メートル位しか出て居りませんが、澤山瓦斯井を掘りつゝありますので、今年中にはその何倍になるものと思ひます。その瓦斯を壓縮し、それで京都、大阪の自動車を動かしてゐます。その外、江若鐵道ではガソリンカーのガソリン代用に使用してゐます。

問 鹿児島市で自動車に使つて居りますのは矢張メタンですか。

答 敷根町の瓦斯をボンベに詰めて鹿児島市に持つて行つて居ります。瓦斯は沼氣瓦斯だといふ人と准石油瓦斯だといふ人との二説になつてゐます。はつきりしてゐないやうです。何れにしても量が非常に少い。一日全體で百立方メートル位しか出てゐないです。

問 自動車燃料として琵琶湖のは大變い、といふことを一寸聞いたんですか、さうですか。

答 琵琶湖のものに限らず天然瓦斯は自動車用としては全部よいわけです。

問 千葉の新設工場は何時までに終るんですか。完成の時期は。

答 今年一ぱいで終る豫定です。大體資材の方も當局の御認可をいたゞけさうですから、今測量をやります。

答 まだ敷設してないですか。

答 まだ敷設してゐません。

問 何の位の管を。

答 六吋です。

問 さうするとなんですか、それが完成すれば、いくらでも瓦斯が送れるわけですか。

答 瓦斯は掘ればいくらでも出ますし、又今でも刹つて空中に放出してゐる始末で、勿體ない話です。千葉まで壓送管が敷設されるご、瓦斯井を澤山掘ることになりますから、瓦斯の點は心配がありません。

問 カロリーは……。

答 千葉のは八千五百カロリー位です。

問 天然瓦斯は六千から八千位ですか。

答 沼氣瓦斯は普通七千カロリー位、石油瓦斯はガソリン分を除いて使用してゐますが、この方が八千から九千程度、准石油瓦斯は八千五百位ご思つてよいと思ひます。

問 先程の御話のガソリン一ガロンに對して何の位の瓦斯を使ひますか。

答 八千カロリー位のもので大體二、八——三、〇立方米位です。

問 二、八——三、〇立方米ですか。

答 え。

問 それは大氣壓で二、八ですか。

答 大氣壓です。

問 もつと壓縮出来ないですか。

答 法令で攝氏三十五度に於て、百五十氣壓までしか壓縮出来ないやうなこゝになつてゐます。

問 壓縮すれば何の位入りますか。

答 普通の酸素容器に百五十氣壓まで壓縮すると七立方米位入ります。

問 そんなものですか。

二三

ポンベの方の耐壓が問題になつて實現にはなつてゐません。

一四

問 結局三ガロンしか入らないわけですね。

答 普通トラックの場合はこれを五本つけて居ります。乗用車の場合は一本です。即ちあの小さいボンベが三本で一本位になるわけです。

問 ボンベの壓力をもつと上げられませんか。

答 さきほど申上げたやうに規定では攝氏三十五度の時に百五十氣壓まで詰めてよいといふことになつて居りますので、夏時は三十度から三十二度位になりますから、百五十氣壓近くまで詰りませう。けれども冬なんかですと零度近くなるので、結局百三十五氣壓しか詰らないことになります。つまり判り易く申上げれば、夏の瓦斯は比較的薄いが、冬の瓦斯は濃いといふことになります。

問 茂原から千葉までの間は鐵管ですか。

答 鐵管は今のところ鋼材が非常に窮屈になつてゐますので、エタバイでやることになつて居ります。

問 エタバイでやることもよいが、ゴムホースでやるといふ手もありますね。

答 さうですね。さういふ手もありますが、壓送するわざですから、耐壓が問題になります。

291

問 ゴムでやつて悪影響のあるものはないですね。水が一緒に可成出るさうですが、米國當りの天然瓦斯は水が出ないで天然瓦斯だけ噴いてゐますね。

答 新潟秋田地方の石油系統のものは、大抵水を作はないのが原則であります。千葉の瓦斯は水と一緒に、その水を分離し、瓦斯を採つてゐます。

問 今千葉の方の瓦斯井は何本位……。

答 茂原ですか。茂原地方だけで百本足らずですが、實際採收してゐるものは五、六十本でせう。

問 大多喜地方は枯渇したといふ噂をよく聞きますが、そんなことは絶対ありません。ズーツと以

前のことが、會社が多少資金的に困つたことがあつた折、瓦斯井掘撃に費用をかけることが出来ず、それで姑息な瓦斯井を掘つたりしたものですから、瓦斯井がこわれたり、或はつまつたりして、その爲め瓦斯が不足したことがありました。今は財政的基礎も確立しましたので、瓦斯が不足どころか餘つて毎日ノ放出する瓦斯が澤山で、誠にもつたない位であります。尚未開発無區が四、五千萬坪もありますので、瓦斯に關する限り半永久的と稱しても過言でないと思ふ次第であります。

尙最後に表を二つほど添附いたしましたが御参考になれば幸と存じます。

一五

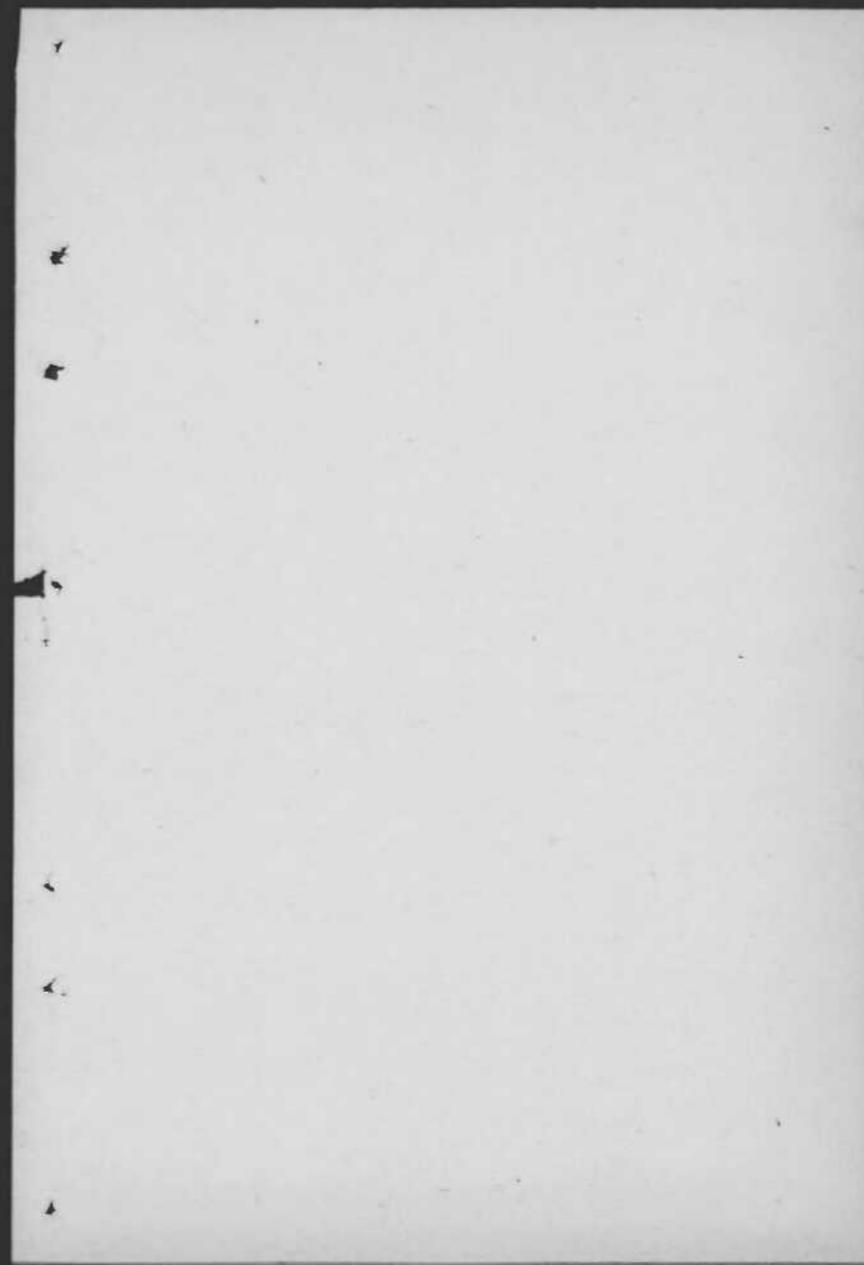
第一表

名 称	比 重	高 級 煤 化 水 素 含 有 量	含 有 地 带	重 ナル發 生 地
石 油 瓦 斯	0.6以上	含 有 量 大	第三紀含油層	新潟、秋田 地 方
准 石 油 瓦 斯	0.6前後	含 有 量 小	第三紀含油層ト 同 位	千葉縣茂原大多喜地 方 静岡縣燒津地 方
沼 氣 瓦 斯	0.6以下	含 有 量 無	第四紀層	琵琶湖、諏訪湖畔地方 信濃川、最上川河岸地方
石 灰 厚 瓦 斯	0.6以下	含 有 量 無	石 灰 層	石 灰 地 帶

第二表

炭化水素型	メタノン(未炭化水素)		炭酸瓦斯(CO ₂)		窒(N ₂)	素(硫酸水素) (N ₂ O)	比 重
	第一種	96.0	—	0.8	3.1	—	0.58
第二種	88.0	—	11.2	—	0.8	—	0.61
第三種	67.6	—	31.3	—	1.1	—	0.71
第四種	32.3	—	67.0	—	0.7	—	0.89
炭酸瓦斯型	第五種	62.0	—	2.2	33.4	2.4	—
硫酸水素型	第六種	23.6	—	69.7	2.5	1.3	2.9
空素型	第七種	51.3	10.4	0.1	38.2	—	0.76

272



建議書

國內原油增産ニ關スル建議

大東亞液体燃料研究會

(代
謄
寫)

273

昭和十九年一月二十日

大東亞液体燃料研究會
會長 俵 孫

一

274

内閣總理大臣 東條英機閣下
陸軍需大臣 東條英機閣下
海軍大臣 東條英機閣下
大臣 嶋田繁太郎閣下

(同文提出先)

國內原油増産ニ關スル建議書

今ヤ戰局最モ悽愴ノ度ヲ加フルト共ニ航空機、艦船ノ增强ハ焦眉ノ急ヲ告
ゲ、政府ハ國ヲ舉ゲテ是等増産ニ挺身セシムベク發動セルノ秋、本會ハ必然
之ニ要スベキ燃料、潤滑油ノ豊富ナル供給ヲ確保セザルベカラザルヲ痛感ス
ルモノニ有之、更ニ現下ノ戰局ニ照シ石油類ノ供給ハ之ヲ主トシテ國內ニ仰
ガザルベカラザルニ想到セバ、茲ニ國內油田ノ大開發ヲ促進シ以テ一滴ノ石
油モ遺利トシテ存セシムル事無ク、悉ク之ヲ掘鑿シテ刻下ノ國難ニ貢獻セシ
ムルノ急務ナルヲ覺ユルモノ切ナルモノ有之、依テ茲ニ本會ハ役員會ノ議ヲ
經、左ニ卑見ヲ具シテ閣下ノ瀏覽ニ供シ速カニ是ガ採擇ヲ請ハントスルモノ
ニ有之候

國內原油増産策トシテ緊急處理スベキ條項概本左ノ如シ

一、帝國石油株式會社ヲ軍需會社トシテ指定相成度コト

冀ニ政府ハ、戰時行政職權特例ニ依リ戰時下鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等、五大重要產業ニ付、内閣總理大臣ハ關係各省大臣ニ對シ必要ナル指示ヲナシ得ベク且右ニ要スベキ勞務、資材、動力及資金ニ關シ行政上ノ特例ヲ明示セラル、處アリテ五種產業ノ特別援方ニ關スル國策ヲ決定セラル、處アリタリ、以上ノ結果石油產業ノ如キ自然第二次的援ニ墮セラル、コト、ナリ油田ノ開發、掘鑿上ニ要スベキ諸資材ノ調達不十分、勞務ノ供給不圓滑ハ相共ニ事業ノ豫定計畫ヲ阻礙シ、延テ政府ノ庶幾セル年間計畫ノ試掘本數ヲ完了セシムル能ハザルコト近年概然リトスルニ至レリ、サレバ油田開發ノ促進上如上ノ障礙ヲ除去シ以テ此間ノ隘路ヲ打開スルハ刻下ノ急務トスル處也、一方軍需會社法ノ制定ニ依リ政府ハ今次同法ニ依ル軍需會社ヲ指定シ石油精製會社中其儀ニ浴シタルモノヲ見ルモ原油製產ノ唯一業者タル帝國石油株式會社ガ其選ニ洩レタルコト真ニ遺憾ニ有之、此間必ズヤ特殊事情ノ存在ニ依リ來ルベキ第二次ノ機會ニ優先指定可有之

チ疑フモノニ非ザレドモ而モ現下國內原油增產ノ強調セラル、秋ニ際シ右帝國石油會社ノ指定洩ハ明カニ產油業ニ對スル多大ノ障礙トモナリ、國民ニ對スル反映トシテ石油政策ニ對スル政府ノ所見ニ付大ナル疑念ヲ抱カシムル結果ヲ招來スルノ悞無シトセズ、殊ニ石油鑛業ノ本質ハ其特種技術的立場並ニ之ニ要スベキ資材、勞務等ノ見地ヨリ石炭其他金屬鑛業ノ夫ト大ニ趣ヲ異ニシ他ニ之ニ比肩スベキ重要度ノモノヲ見出シ難キニ徵セバ、政府ハ須ク速カニ帝國石油株式會社ヲ軍需會社トシテ指定シ其機能ヲ發揮スルニ遺憾無カラシメ、他方速カニ石油產業ノ重要性ヲ高唱シテ曩ニ決定セラレタル五大重要產業ト同等扱ヲセラル、事ニ依リ此間ノ隘路ヲ打開スルヲ得バ其效果ノ睹ルベキモノ蓋シ歷然トシテ具現スルモノアルベシ、本會ハ本件ニ付テハ舊臘既ニ政府ニ建議シテ一刻モ速カニ之ガ採擇ヲ請ヘルモノニ有之、國內原油增產方策ノ如キ正ニ本問題ノ解決ニ依テ其大半ヲ達成シ得ベキヲ信ジテ疑ハザルモノニ有之候

二、試掘ハ凡テ之ヲ國家ノ負擔ニ於テ行フコト

地下油源ノ開発ハ、從來ノ例ニ見ルニ試掘數十本ニ付一本ノ割合（説者曰ク六十本ニ付一本ノ割合）ヲ以テ辛ウジテ成功セルニ止マルガ如ク投資ニ對スル危険率極メテ多大ナルガ故個人若クハ會社ニ委スニ於テハ到底十分ノ成果ヲ收ムルコト能ハザルベシ、今ヤ石油ハ其一滴ト雖モ之ヲ國內油田ニ俟タザルベカラザル現下ノ緊急状勢ニアリテハ須ク百尺竿頭百歩ヲ進メ試掘ハ之ヲ舉ゲテ國家ノ責任ト負擔トニ於テ爲スヲ妥當トスベシ

現行法（石油資源開發法）ハ石油鑛業者ニ對スル試掘助成金交付ノ程度ニ付政府下命者ト然ラザル者トニヨリ差等ヲ設ケタレドモ現下ノ狀勢ハ一石ノ石油ヲモ増掘ヲ急ガザルベカラザルガ故寧ロ試掘ハ凡テ之ヲ政府下命ノ下ニ推進セシメ更ニ其所要經費ニ付テハ之ヲ舉ゲテ國家負擔ノコト、シ此理念ノ下、進ンテ斯業ニ對スル國民ノ企業心ヲ彌ガ上ニ刺戟助長シ以テ油田開發上ノ總動員態勢ヲ整フルコト、セバ天下ノ鑛業者ハ踵ヲ接シテ產油

挺身ニ奮起センコト恐ラクハ思半バニ過グルモノアルベシ

三、政府ハ全國ニ亘リ根本的油田調査ヲ行フコト

油田調査ノ事タルヤ從來既ニ、政府並ニ民間當業者ニ依リ施行セラレ來リタル處ナレドモ一石ノ石油モ今日之ヲ遺利トシテ殘置セシムベカラザル刻下ノ狀勢ニ鑑ミ政府ハ全國ニ亘リ一大地質調査ヲ行ヒ以テ未踏ニ屬スル油田ノ開發ニ邁進スペキモノトス、而シテ右調査ニ當リテハ須ク専門智識ヲ糾合シタル官民合同委員會ニ附議シ其意見參照ノ下實地試掘下命ノ具体的方途ヲ講ゼラルベシ、斯クスルコトニ依リ全國ノ含油地域ハ自ラ其能力ニ應ジタル產油報國ニ精進スルヲ得ベシ

四、人造石油工業ニ對シ一段ノ助長方策ヲ推進スルコト

上述セル處ハ國內油田開發ニ關スル所見ナレドモ、其理念ハ均シク之ヲ人造石油工業ニ及ホスベキモノトス、今ヤ人造石油工業ハ内地、朝鮮、滿洲ノ諸地域一般ニ亘リ既ニ建設ノ道程ヲ經テ作業ノ域ニ入レルモノ尠シトセ

ザレドモ、而モ尙今日豫定計畫ニ及バザルノ恨渺シトセズ、一方航空機、
艦船ノ燃料ノ最大量ヲ内地々域ニ確保スベキノ要緊切ナルモノアルヲ頗ル
時ハ上來述ベ來リタル國內油田開發對策ハ同時ニ人造石油工業ノ平行的促
進ヲ高調セザルベカラザルモノ也、政府ハ特ニ此點ニ意ヲ用ヒテレ本工業
ノ急速發展策ニ一段ノ壓力ヲ加ヘラレン事切望ニ不穢ル處也

昭和十九年二月

(代 腹寫)

第八十四議會に於ける
石油に關する質疑應答

大東亞液體燃料研究會

昭和十九年二月一日（火曜）

貴族院豫算總會に於ける

委員左近司政三君の質疑並に東條國務大臣の答辯

（二月三日發行貴族院豫算委員會
議事速記録第五號ニヨリ）

○委員長（子爵八條隆正君）左近司政三君

○左近司政三君 私は過去に於て若干の關係がありましたので、常に多大の關心を持つて居ります
南方石油の問題に付て卓見を申し述べ、之に對する陸海軍、軍需大臣の御見解を御示し願ひたいと
存じます、南方占領地域に於ける諸般の施策は、先以て必勝を期する戦争完遂を目指として、緩急
自ら其の宜しきに適はなければならぬことは申す迄もあらせぬが、一面又將來に處する我が國
策の軌道に乗つて、時に臨んで其の方向に推進せしむると云ふことも忘れてはならぬこと、存じま
す、今南方地域に於て獲得されました重要軍需資源の中で、彼の石油に至りましては、眞に有らゆ
る資源中の最優位を占めるものであります、戰時、戰後を通じて是なくしては萬事休す、戰爭前途
の消長も、戰後大東亜圏を指導しての經綸も一に此の重要資源の確保發展如何に支配されると申し
ても敢て過言に非ずと存するのであります、此の石油は、戰爭勃發の當初から軍政治下の強力なる支
配下に、陸海軍各々其の地域を定めて營々として復舊開發に努力せられましたる結果、今日豫期以
上の好成績を擧げて居ると云ふ消息を耳に致しまして、我々は頗る心強く感する所であります、併
しながら此の石油資源は、或は大砲や戦車のやうな戦捷歴獲品とは違つて、陸軍の占有物でもなし、
或は又海軍獨占の戦利品でもなく、正に我が戰時、戰後を通じて國家的大經綸を行ふに要する絶對

必須の原動力たるべき性質のものであると存ずるのであります、それが今作戦や或は警備、治安の關係上、暫く陸海軍の直營に委ねられて居ると了解されるのであります、此の姿が、此のやり方が必ずしも此の石油に対する適切なる經營方式であるとは申し難いのではないかと考へるのであります、一方御承知の如く、昭和十六年東亞の風雲急なるに當つて、政府は此の大手な南方石油資源を處理せしむべき重大使命を以て帝國石油株式會社なるものを拵へ、之に絶大の支援を與へて將來の使命達成を期待し來つたのであります、私は南方古領油田獲得と云ふ此の輝かしい事態が實現致しますと同時に、此の會社が、或は聯隊旗の、或は軍艦旗の後に隨いて強力なる國家性のある組織の下に、遅早く現地に進出せしめらるゝものであるとのみ信じて居つたのであります、今日の處單に人と物との供出源として御奉公致して居る程度に止つて、奇石と云ふ有機的組織の活動は、全然其の機會を與へられずに居る實情であります、他而今日此の苛烈を極むる戦局の推移、事態愈々緊迫化しつゝある昨今の情勢に鑑みますれば、今日以後色々益々陸海軍兵力の増強を必要とせられることは必然のことゝ存じます、寡以て衆に當ると申しますが、是は必ずしも勝利を期する兵術上の通則とは考へられませぬ、海軍の方でもよく、帝國海軍は夜戦が得意であるとか、航空戦に於きましても、よく薄暮とか、或は黎明時に乘じて驚異的な戦果を挙げて居る、斯様に申して、俗も海

軍が好んで斯様な戦争振をして居るやうに想像され勝ちであります、事實上それは多くの場合兵力が十分でない、犠牲消耗を極度に避けねばならないと云ふ苦しい立場にある結果であります、若し茲に壓倒的な實力を握つて居さへすれば、何を苦んで斯様な不便な苦しい戦を致しませうと、私は想像するのであります、斯くの如き現状に於きまして、此の石油資源の開發に今以て多數の出征將兵が自ら指導的立場に立つて、汗水流して立働くて居られると云ふことは、何と考へても誠に勿體ないことゝ存じます、是は成るべく速かに所謂僻は餅屋に譲られて、軍隊、就中出征部隊は出來得る限り此の種の立場から離れて、専ら野戦部隊の本領に、或は又海洋の決戦場裡に、縱横の御健闘が頗はしいと存じ上げるのであります、尤も戦争地域の警備警戒、治安の確保と云ふやうな實力的の保衛、是は擧げて軍に純らなければならぬことは、今更申す迄もござひませぬ、又戦争資源として最も重要な石油のことでありますから、軍の要求に應すべき嚴格な制約を加へて、嚴重に之を管理されることも必要であります、が、併しそれ等は自ら其の途ありと存じます、今日陸海軍共、人と物、業界總動員を行つて、現にそれ等を十分に活用されて居ることは事實であります、しかし此の種の所謂生産企業體制と致しましては、上下一貫した有機的な組織の活躍と云ふことが最も合理的であり、且又効率的であると云ふことは當然のことであります、戦の方は何人にも出来る譯

のものではありませぬが、油田の開發、石油鑄業と云ふやうな一種の専門事業は、其の戰闘配備として、自ら別に其の人ありと申すべきであると存ずるのであります、以上申述べましたやうな數點を考へ合せまして私は南方石油資源の開發は、此の際速かに之を當該業者の經營活動に移されて、若干たりとも軍の負擔を輕くされて、軍は専ら征戰の無い本務に精進して置くことを切望して已まぬ次第であります、此の鄙見に對する主管大臣の御高見を仰伺ひ致したいと存じます。

○國務大臣（東條英機君）御答へ致します、御尋の點は二點に拜承致しました、第一點は石油資源開發に當つて陸海軍が各々其の占領地に分割をされて居る、是は果して適當であるや否やと云ふ點が一點、第二點は石油資源の開發に當つては帝國石油等の如き権威ある所の會社の企業、民間企業を遺出させ、而して人材物的の活用を圖つては如何、此の一點にあるやうに拜察したのであります、先づ第一點から御答へ致します、其の前に南方艦隊に當つては戰爭の緩急に應するの要あるは勿論のこと、將來の施策に一致する如くすべしであると云ふ所の御意見、又石油は今日國家の重要事項であるが故に、其の點に付ては十分配慮すべきであると云ふ風な點に付きましては誠に御同感でありまして、政府夙に其の考を以て之に當つて居ります、而して南方に對しきする所の石油と言はず、期待する所の物資は、政府と致しましては、現下の戰争遂行に最も有効に之を利用し得ることを主眼

と致しまして、特に日滿華に於ては充足困難なるものに付ては、限られた船腹を効率的に活用して重點的に之を取得すると云ふ所の方針に基いて行はれて居るのであります、石油資源の開發に於きましても、此の方針に基きまして實施せられて居るのであります、而も石油が南方期待物資の最も重要なものであると云ふことは勿論であります、他面南方石油生産地であります所の「バレンバン」「サンガサンガ」「タラカン」或は「パリックババン」にせよ、或は「ビルマ」にせよ、此の所在、是は御承知の如く大東亜防衛の今日第一線に近く存在致して居るのであります、其の一部に對しましては、既に爆撃も受けて居ります、即ち第一線に近く存在をする敵の飛行機の爆撃圏内に暴露して居るのであります、恰も自分の心臓を敵に預けて居るやうな事態に、今日石油生産地と云ふのは置かれて居るのであります、而も現に敵の總反攻を眼前に控へて居る所の現下の情勢に於きまして、石油自體の處理と云ふことに付きましては、是等のことを考へ合はせる場合に於きまして、作戦上の顧慮を他面深く考慮して置かなければならぬであります、左近司閣下に對しては釋迦に説法の誠がありますが、事實さうなんであります、而して敵としては此の戰争の始りました所の歴史に鑑みて、敵としては當然にそれは著意して居る、此の第一線に暴露して居る所の此處に日本の弱點がある、而も是が或程度帝國の死命を制するものなり、是は敵は能く承知して居る、又承知し

六

て居るものとの見なければならぬ、之に對して敵としては隙があるならば、何時でも之を爆撃し或は其の他地上攻撃として之を覆へしてやう、斯う掛かつて來るのは敵狀判斷として當然であります、従つて敵の空爆、又地上攻撃、是等に對しまして之が防衛には萬全を期せなければならぬ、茲に於きましてか作戦の現状から石油資源の開發又防衛との其處に密接不可分の關係を常に保持して行かなければならぬのであります、單に會社の機能を全幅的に活用する、之も大事なこと、併しながら現時の戰争下に於きましては、今申しました顧慮を多分に拂つて行かなければならぬ、御説の如く石油は陸軍の占有物にも非ず、又海軍の占有物にもあらず、是は當然な御説であります、又さう云ふ小さい考を以てしては、處理して居ませぬ、故に差當も第一段の御問ひに對しましては、現在の如き仕組を以て石油取得に當ると云ふことを適當なると信じて居ります、然らば現在のやうな施設に於て取得の現状はどうであるか、是は御説の中にもあればました如く、石油生産の現況は極めて順調であります、既に戦前以上に達して居ります、然れども茲に舊設備を應急修理に依つて今日迄運轉をして來た、其の結果逐段の老朽を來して居ると云ふ部分もあります、之を是正し、且又航空燃料なり、重油燃料等の將來の需要の増大を考慮致しまする爲に、別に施策する所に依つて其の實効を擧げて行きたいとは考へて居ります、尙海陸軍間に於て中央、現地との密接なる連絡聯繫を

國もまして、只今御話の如く國家的見地に立つて綜合的運営に邁進なきことを期して居ることは勿論であります、第二點、義に申述べましたる如く、現状に於きまする石油資源開発は防衛と密接不可分の關係にあるばかりではなく、現地に於ける所の設備、又設備の保持増強の爲の物資輸送、生産物の利用、又其の運送等の船舶の逼迫せる所の現況に於きまして、是亦作戦と分つべからざる特別の關係にあります、近き将来に於きましては其の状況は更に逼迫せられることを豫見せらるるのであります、従ひまして此の情勢下に於きまして直ちに民間企業とすることは其の時機適當ならずと信じて居ります、現施設の復舊及開發に着手以來現在に至る迄の経過は、只今申述べましたる如く頗る煩調でありまして、特に重要品種に付きましては計畫以上の成果を收め、戦争遂行に毫末も遺憾ながらして居る次第であります、而して人の問題、又技術者其の他施設の活用に付しましては、只今も一部御話になりましたる如く、開戦の當初から今日に至りまする迄十分十全を盡して居る所であり、大いに是等の人の活用、或は施設の活用、技術者の活用等も十分に圖つて居りますして、實は多數是等に從事して居りまする所の石油産業戰士に對しましては、此の絶大なる努力にして、將來に於て顧慮すべきはあると思ひますが、是は御尤でありまするが、其の時機に

付きましたは、常に戦局の全般から考へて決定せらるべきものである、さう信じて居ります。

○左近司政三君　只今陸軍大臣の御話の如く、目下現場の石油が作戦上最も重大なる立場に在る、従つてそれを何處迄も強力に防衛して行く必要がある、其の必要上、今速かに開発と云ふことを當該業者に委せると云ふやうなことには進み難ねる、是は現場の實情に即した御見解であつて、或は然るべきことかと存じます、が併しながら防衛と開發が必ずしも同一人に依つて營まなければならぬと云ふ點に付きましたは、又自らそれぞの所見があらうと思ひます、が併し私は茲にくだ／＼しく其の討論を試みようとするものではありませぬが、最後に大臣の御達になつた通り、天下定まり、或は將來の對策としては此の國內業者の進出を認むべきものであると云ふことの御見解を基礎と致しまして、成るべく速かに其の將來の來ることを望む次第であります、兎角一部の力に制せられて何時の間にか政府の定められた政策の軌道から物事を外れると云ふやうなことは、必ずしもないでのありますから、何處迄も廟議に於て定められたる方策に乗つて、時々の情勢に即應しての御處置を願ひたいと存じます

昭和十九年一月二十一日（金曜）

衆議院本會議に於ける

議員木暮武太夫君の質疑並に東條國務大臣の答辯

（木暮武太夫君登壇）

○木暮 武太夫君

（前略）動力資源の第三と致しましては石油でございます、大東亜戦争が勃發致しますると、電擊的の神速果敢なる皇軍の勇戦進攻に依りまして、米英蘭の包囲陣を一舉に切斷粉碎致しまして、南方地域を占據すると同時に幾多の貴い資源と共に、敵が我が國の最大弱點と看做して居つた所の石油資源を把握致しましたことは、洵に喜ぶべき所のことであつたのであります、今や戦局の進展と共に、内地と南方地域間の交通も、今後或は多少の困難に遭遇するやも測り難い情勢でございます、此の情勢の下に於きましては、大東亜戦争下に於て、一部の者からは勤ともすると、第二義的に取扱はれ勝ちでありました所の内地の天然石油資源開発と、人造石油の増産と云ふものの此の際の重要性を、再確認するの必要ありと信するものであります、（拍手）政府は事態の推移を遠觀致しまして、一日も速かに先づ石油業を所謂五大重點產業並に取扱つて、其の技術とか資材とか労力の確保に、萬遺憾なきを期するの必要があるのでないか、又更に石油を掘る場合、最も危険率の多いと稱されて居る所の石油試掘の如きに付きましては、全額國庫負擔を以て行ふ位の大膽なる非常施策を講行するの勇氣を、今日は持つて宜いのではないか、斯く致しまして國內の液體燃料増産に對して

非常措置を講じ、一方占領地の豊富なる南方石油と相俟ちまして、内外相通じて石油確保の我が帝國の磐石の國策を、今日は確立するの要ある秋であると考へるのであります、政府の之に對する御所見は如何であらませうか（拍手）

（國務大臣東條英機君登壇）

○國務大臣（東條英機君）

本幕君の御質問に對しまして御答へ致します（中略）

第三に石油問題であります、内地に於ける天然石油資源の開發、人造石油増産の重要性に付きましては、全然同感であります、政府に於きましても從來よりも一層積極的又計劃的増産に意を用ひ、試掘に對しましても十分なる豫算的措置を講ずる所存であります、併しながら今日の需要狀況を以てしましては、内地生産のみに依存することは到底不可能であります、皇軍の善謀勇戦に依り占領確保せられたる、豫期以上の生産を見つゝあります所の南方油の運送使用を必要と致すので、此の點に付きましては海上輸送力の確保増強に更に積極的萬全の處置を圖くまでも講ずる所存であります、終り（拍手）

昭和十九年一月二十四日（日曜）

衆議院豫算總會に於ける

委員川崎克君の質疑並に國務大臣の答辯

川崎 克君

○川崎（克）委員 私は石油の問題に付きまして御尋ねを致したいのであります、石油の戦争に對しまする位地に付きましては頗る重性要を持つて居ることは申すまでもないことでありますので、石油の一滴は兵士の血の一滴と等しいと云ふ言葉がある通り、非常な重大性を持つて居りますのみならず、前大戦の當時に顧みましても「ドイツ」の敗戦の原因の一つには石油の問題が數へられて居りまして、文獻に依りましても敗戦の因は潤滑油の不足であつたと云ふことも立證せられて居るのでありますから、石油の戦争に對する重大性は言ふまでもないことでありまして、之に關係を致しまする石油行政も亦非常に重大な意義を持つて居ることゝ思ひます、斯様な意味に於て此の内閣の下に商工省に於ては燃料局が出来まして、燃料局に從來石油と石炭との係を併置せられて來たのであります、どうも實際の運用上甚だ遺憾の點が少くなかつた、それでありますから、是はどうしても獨立したる強力な機關にして、さうして之を運用するに當つては陸海軍官民綜合一體となつて運用する式に改めなければいけない、斯う輿望がありまして、昨年の夏、翼政會の政務調査會に於きましたが、其の議を決定致しまして當局に具申を致したことではあります、丁度其の時に問もなく軍需省の設置を見ることに至りました、是に於てか初めて多年の懸案が解決出来るものと信じ

て居りました所が、今までの外局であつたものが内局にならむとして、何だか縮小せられたかのやうな感じがあるのです。是は何等か將來に御考へがあることと存するのであります。が、今日の情勢から参りますれば、此の決戦段階下に於て、軍官民が一致團結をしなければならぬことは、言ふまでもない譯であります。其の機關の運用に於ても綜合一體化しなければならぬことは、最も其の必要性を感じられる、そこで陸軍にありまする燃料廠、海軍にありまする燃料廠と云ふものを軍需省の一角に併合せられて、統一計畫を行はることが必要ぢやないかと思ふのであります。が、其の意味に於て總理はどう云ふ風に御考へになつて居られるであらうか、此の點を先づ承りたいのであります。

○東條國務大臣 石油の戰争遂行に對しまする重要性に付きましたは、只今御説明の通り、同様に政府も考へて居るのであります。殊に目下企圖して居りまする所の航空機の飛躍的の増強、又此の増強に立脚致しまして、多量の航空機の全面的活動と云ふことを考へまする場合に於て、且又作戦の進行に伴ひまして、艦船の今後における所の縦横の大々的活動、或は其の他の陸上兵器の活動等を考へまする場合に於きまして、石油の是等の活動に對する重大なる要求が増して來ると云ふことも當然考へられるのであります。此の行政を如何にするかと云ふことは、今日、又今後與へら

れた所の問題であります。勿論、政府と致しましては、或る程度の狀況の推移も考へまして、軍需省の設置を委請し、今日其の實現を見たのであります。今御指摘の如く、今日に於きましては、燃料と致しまして石油、石炭と一緒に取扱つて居りますが、此の姿勢で宜いのか、又石油其のものゝ行政の一元化と云ふ點に付きましたは、當然其の必要性も考へて居りまするので、其の方向に目下慎重研究を進めて居ります。唯軍需省の設置が目前淺いのでありますて、隨ひましてまだそこに十分なる姿勢に轉換されて居らぬと云ふ點は、御指摘の通りであります。是等も能く考へ、又將來の需要の増大と云ふことも考へ、行政の上に於きましても、之に即應する十全の姿勢を逐次轉つて參りたい、斯う考へて居ります。

○川崎（克）委員 只今總理の明確なる御答辯を得まして胸に心強く感ずるのですが、必ずや只今の御言明の通り、何等かの形に於て是は綜合統一せらるべきものである、斯う云ふ風に考へられるのであります。が、それに付て先づ第一に伺ひたいことは、一月十一日の閣議決定に於きまして、發注計畫の一元化が決定せられたことでもあります。此の發注計畫の一元化に依つて戦力増強に向つて努力をすると云ふことに決まつたのであります。が、此の發注計畫の一元化は、生産計畫の面から見ますならば、其の成品の配當及び監理等を決定を致し、需要の面から見ますれば、物動計畫

に依つて品目、規格等を決定して之を軍需省に届け出る、さうして調整協議會と云ふものが出来て、調整協議會が之を生産割當をしたり、配當をしたり、或は出荷をしたりするとの案件を扱つて、軍需大臣が之が指令を與へると云ふ風に書かれてあります、此の所謂發注計畫の一元化の中で、石油が其の中に入るものかどうか、是は勿論主要軍需品でありますから、必ず石油も中に入るものなりと私は理解を致して居るのであります、更して石油が中に入るものとするならば、南方に於ける原油に致しましても、精油に致しましても、陸海軍別々になつて居るのが、此の生産計畫を統一して参り、綜合性を持たして参る上に於て、調整協議會の議に掛けられて、さうして是が統一せらるべきものであるかのやうに思はれるのであります、果してさうでありますならば、只今私の質問を致しました機構の一部が、實際運用の上に於て實現の出来るやうな可能性を見るものゝやうにも思へる、其の點に付きましてどう云ふ御用意があり、又どう云ふ風に進行して居られるのでありますか、其の點を御伺ひを致したい

○東條國務大臣 一應私から御答へ致します、事務上の細かい點に付きましては、君今十分承知して居りませぬので、或は間違つて居りましんだならば、何れ調べまして更に訂正を致すかも知れませぬ、發注計畫の一元化と云ふことに付きましては、勿論是が一つの目標として今大きく取上げら

れて、此の實行を期して居る次第であります、考へと致しましては、石油も當然此の中に入る次第であります、併しながら石油それ自體の供給状態はどうなつて居るかと云ふと、相當の部分は南方に之を依存して居るのであります、南方に依存して居ると云ふことを、更に分解して言ふならば、軍政下に於てそこに生産が行はれ、さうして之に對策する所の還送行政等も行はれて居るのであります、隨ひまして、直ちに國務行爲として此の軍政地域に今直ぐ持つて行くと云ふ點には、そこに相當なる研究すべき諸問題が横はつて居るのであります、随ひまして、軍政の形に於て是が生産せられ、さうして軍政と國務との調和の關係に於て是が供給の上に具現されて行く、斯う云ふ風な必要性が今日に於てあるのであります、隨ひまして、其の點から云うて、私今其の先の事務的に細かいことを承知して居らぬので、どう取扱つて居るかと云ふ點の事務的のことは分りませんけれども、さう云ふやうな關係に今日置かれて居りますが、併しながら、逐次是はそこに發注の統制ある所の形に於て、行政的に取扱つて行くと云ふ方向に進めて行きたいと云ふ希望を持つて居ります、尙最初御断り致しました如く、事務上の細かい點に付て今直ちに私直接御答へ出来る

委勢にありませぬので、必要があれば政府委員から御答へさせます

一六

○島田委員長 一寸川崎君に御注意して置きますが、總理大臣は十時五十分頃には他の己むを得ざる用の爲に退席せられますから、總理大臣に對する質問は其の御積りで願ひます

○川崎(克)委員 承知致しました、私も大體承つて居りますから、其の心得に於て質問致します、國務相が見えましたから重ねて申上げますが、發注計畫の一元化と云ふことに付て御發表になつたものを見ますと、生産の上に於きましては成品及び其の他のものを配當をすることを計畫し、需要の面に於きましては其の種目、規格等は物動計畫に依つて之を届出、それを調整協議會が生産割當なり配當なりを調整して行くと云ふことに承るのであります、それをやるのには陸海軍も同じ其の中に入つて行はれることであらうと思ふ、所が總理大臣の今御答への中には、軍政下に於ては石油の原油を製作致して居ると云ふやうな關係もあるし、之を直ちに國防方面にも及ぼすかどうかと云ふことに付ては細かいことは分らぬがと云ふやうな御答辯であつた、併しながら他日必ず軍政下の部門にまでも及ぶものであらうかと云ふやうに御答へになつたのであります、其の點をはつきり一つ御答へを願ひたい

○岸國務大臣 豫て閣議決定の發注一元化の品目中には、實は燃料として石油も形式上加へて居る

のであります、唯石油に關しましては、御承知のやうに、其の最も大きな給源である南方石油と云ふものが軍政地區に於て獲得されて居り、其の軍政との關係もござりますので、他の品物の如き發注の一元化とは自ら趣きが現在述べて居ります、それで此の石油に付きましては、陸海軍を中心として石油委員會と云ふものが設けられて居りまして、是が軍民の配當等に關する大綱を決定することになります、又御承知の通り民間の油に付きましては專賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては專賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居のであ

ります、唯石油に關しましては、御承知のやうに、其の最も大きな給源である南方石油と云ふものが軍政地區に於て獲得されて居り、其の軍政との關係もござりますので、他の品物の如き發注の一元化とは自ら趣きが現在述べて居ります、それで此の石油に付きましては、陸海軍を中心として石油委員會と云ふものが設けられて居りまして、是が軍民の配當等に關する大綱を決定するこ

とになります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居るのであります、將來更に戦局の發展と共に、軍政地區の油に付きましては、専賣制度が施行されて居るのであります、又御承知の通り民間の油に付きましては専賣制度が施行されて居のであ

ありましたやうに、航空機の機械類とか或は其の他の附屬品と云つたやうなもの、單にそれだけに止まらずして、航空機全體に對して綜合性を持つやうに作るのだ、斯ふ云ふやうな御説明もあつたのでありますから、どうしてもそれから言ひますと、石油は飛行機を動かすには超軽になくてはならぬもので、一體的のものであると思ふのであります、之を缺けば他に代用品はない、代るもののがなければ一體と見なければならぬものであると思ひますから、五品目の中にどうして加へらるべきものである、五品目の中に石炭と云ふ項目がありますのを燃料とでも御變へにならまして、さうして石油を其の中に包括せらるべきものゝやうに考へて居るのであります、それはどう云ふ風に御考へになつて居りますか、御考への程及び御決意の程を承りたい

○岸國務大臣 石油が戦力の基礎的物資特に航空機の調期的増産と不可分の關係に於て、此の石油の増産並に加工と云ふ問題は非常な重要點がある事柄は御説の通りであります、隨て政府に於きましても之に對して凡ゆる方策を講じて居りまして、其の資材、労務等の確保其の他凡ゆる處置が之に講ぜられて居るのであります、然らば五重點產業に加はつて居ないと云ふ事柄でありますて、之を加へたらどうかと云ふ御意見であります、實は五重點產業には加はつて居らないことは文字が示す通りであります、所が是は屢々議會に於きまして其の他の機會に於きましても、政府が

説明を致し、又此の趣旨を明かに致して居るのであります、決して五重點產業と云ふものが國家の最も重要なもののゝ産業だと云ふことをあの法律も明かにして居る譯ではないのであります、例へば他に食糧の問題の如きは是れ亦非常に重要な問題であります、是が五重點に入つて居らないのはどうだと云ふ理論も聞くのであります、私共はさう考へて居らないのであります、の中に擧げられて居る事柄は所謂戰時特例を發動すべきものを對象として考へて居りますので、其の他に於きましても國家が最も緊要とするものゝ労務、資材等の確保に付きましたは、あの五重點に舉つて居りませぬでも五重點と同様な、若しくはそれ以上の各種の施設を講じて居るものも少くないのであります、此の石油の如きは、形式的には五重點には入つて居ませぬけれども、其の確保に付て必要な労務、資材等の問題其の他の處置に付きましては、そこに舉つて居る五重點の產業に決して劣らないやうな萬全の策を現在も講じて居りますし、將來も益々之に力を入れて行く考へであります

○川崎(克)委員 只今の御説明を承りますと、五重點と云ふものは必ずしも重要なものゝみを掲げて居るのではないと云ふことでありますけれども、實際増産計畫實行の上に現はれて来るものです、例へば石油は重點產業に加はつて居らなくとも増産計畫には支障がないやうに御話になつて居りますが、實際は重大な支障がある、今日は軍需會社が出來まして、軍需會社の中に製油及人造石油

會社の大部分が入りましたから、今後は其の方面は五重點に入らなくとも運用が付くかも知れませぬ、併しながら是が事業に從事する内地石油の採油の方面に於ては奇石を初めとして一つも入つて居ない、是は實際の必要がありますので、勞務に於ても資材に於ても、電氣或は木材等に於ても、眞に地方の末端に參りますと非常な影響がある、此の事はあなたは能く御承知の事だと思ふ、それだから増産計畫を實行に當り、石油は重要なものである、航空機と一體のものであると云ふならば、航空機と一體の取扱をなさつて、兩方並行して行かなければいけないのではないか、例へば農具の如きも五重點に入つて居らぬでなければ、閣議決定に於て農具は入つた筈です、閣議決定でも構はぬ、それが増産計畫に入つて来れば宜い、増産計畫の上に於て重大な影響を持つて居るのですから、其の重大性を認識せられるならば何等かの取扱がなければならぬ、是は私は衷心から此の陰路を開けられる必要があると思ふから、其の御決意を伺ふのであります。

○岸國務大臣 御話の如く實際今私が申上げましたのは、政府の方針並に私共の考へて居る心持を申上げたのでありますけれども、實際の部面に於て今御話の如く五重點產業と其の他の產業との關係に於きまして御話のやうな陰路が生じて居ると云ふ現実の問題も私も能く承知致して居ります、是は五重點產業を定めますと云ふと、なんとなしに其の外のものは重要でないと云ふ感じが起るし、

292

或は全然趣旨は達ふのでありますけれども、軍需會社に指定されると、なんだかそこに特權的なものが出來たと云ふ風な考へが起つて来る、是は實は軍需會社法の眞の使命、狙ひからはさう云ふ事は考へて居る譯ではありませぬけれども、併し實際の行政の扱ひ、其の他社會的な氣持からさう云ふことが起つて来る反面も私共十分承知致して居ります、隨て石油の問題其の他非常な重要な問題が他にもあると思ひますが、是等のものゝ關係に於きましては、御趣旨の如く或は適當な方法で此の問題に付ては五重點產業に掲げられて居ないけれども、實際の扱ひは同じにやるべきものであると云ふやうな事柄を決定して公表する必要もあらうかと思ひます、是等に付しましては、私は石油と云ふことが特に重要な問題であると云ふ事に於きましては、川崎委員の御心持と全然同感でありますから、隨て又それが末端に於て今申したやうな支障を來して居ると云ふ様な事實も能く承知致して居りますから、之を除く方法に付しましては適當に私共も施策を考へて参りたいと思ひます、併し心持は今申しました通り政府の狙ひは決して之を輕く見て居るものではないと云ふ事だけは此の際はつきり申上げて置きます

○川崎(克)委員 軽く見て居るのではないが、實際軽く見て居ると同じ扱ひになつて居る事實は争ふ事が出来ませぬ、故に其の軽く見て居らぬと云ふ事を、之を實現せられることが何よりも急務と思

ひますが、それをやる事が増産計畫の上への影響が最も大きいのでありますから、是は近き機會に於て今國務相の仰せになつたやうに、實現せられることを希望致して置きます。

それから時間があらませぬで、五十分には總理も國務相も他においでになるさうでありますから端折つて伺ひます、先づ伺ひたいのは南方油田の問題であります。此の南方油田の問題に付きましては、採油量であるとか、採油の状況であるとか云ふやうな事も、是は此の公開の席上でははつきり御伺ひ申上げることは困難であらうかと思ひます、是は適當なる機会に伺ひたいと思ひますが、先づ敵の狙つて居るのは、今後戦争が苛烈になつて來ると同時に、油田地帯を爆破する計畫を進める、之に對しては我が國は萬全の策を御闘てになつて居りまして、石油地帯の爆破等に付てはもう十分遺漏ない計畫の下に行はれて居る施策があると思へるのであります。又、其の點に付しまして、極めて簡単で宜しいが、其の状況を御話を願ひたいのです。

○東條國務大臣 南方油田が今日帝國の石油の重要な部分を占めて居ると云ふ點に付きましたは、是はもう世界中敵も味方も能く承知して居る事と考へるのであります。是は開戦の経過から申しますしても、敵としても明瞭に其の點は把握して居る所であると思ふのであります。隨ひまして此の南方油田を何とかして消滅させてやる事、斯う企圖することは敵として當然考へることであり、又

帝國に致しましてもそれを前提として開戦の當初から見ゆる方途を講じて居ります、一方製油産油設備の急速なる復興を圖りますと共に、之に關聯をしまして開戦の當初から逐次之に對する所の防衛の地上並に航空の諸施設は十全を盡して居ります、茲に具體的に然らばどう云ふ風にやつて居るかと云ふことは、細かい事は此の席上に於きましては差控へたいと思ひます。要しますに敵の凡ゆる企圖に對しまして、地上及び空中からする所の凡ゆる妨害に對しまして、最善を盡して居ると云ふ點だけを申上げて御安心を願ひたいと思ふのであります。

○川崎(克)委員 南方油田の問題は次の機會に伺ひます、大體に於て其後順調に進んで居ることであらうと想像されるのであります。先づ第一に南方油田の問題を中心として考へられることは、油槽船の問題であります。油槽船の問題に付しましては先づ第一建造計畫、又敵の襲撃を受けたのに対しましての是が補修の計畫、第二に考へられることは運航上の問題であると思ふのであります。其の中で今日の一番陥路になつて居るのが運航上の問題であらうかと思へる、どう云ふ譯かと云ひますと、現在の石油油槽船の運航状況と云ふものが戦時海運管理令に依りまして海務院の所管になつて居りまして、海務院の管下に於て一般の貨物船と同じやうな取扱ひを受けて居ると云ふことが、油槽船の運航の上に於て非常な支障を來して居る、是はどうしても何等か方法を變へて特殊の

扱ひにせられなければいけない、特殊の扱ひにしまして、少くとも石油の扱ひは製油所の延長であると云ふやうな考へからして、積荷にしましても、荷揚げにしましても、配船の状況に致しましても、之に慣れた人間に扱はせると云ふことにして運航能率を増進しなければいけない、運航能率の増進の上に付てどう云ふ御考へを持つて居りますか、現在の状況では全く海務院の所管にある爲に、非常に是が阻礙されて居る、是は或は承りますと、海務院との間に於て何等か御相談になつて居るかのやうに承るのであります、若し此の間の協調が出来て居もまするならば、協調の出来て居る點に付て國務相から此の陰路を開くことに付ての方策を御示しを願ひたい。

○岸國務大臣 南方からの油槽船の運航能率の増進に關しまして、現状に於て不十分の點が非常にあるから、之を特に強化しなければならないと云ふ御意見は私共御尤もと存じます、是は御承知の通り今御話がありました通りに海運總局が中心になつて居りまして、此處に於て是の運航能率の問題を向上せしむることに努力を致して居るのであります、是は何と申しましても海上に於ける各種の戰時中の危険其の他とも睨み合せて考へて參らなければならぬ問題であります、同時に此の油槽船を取扱ひまする方面、特に共同企業等の石油輸入業者及び石油精製業者等の之を扱ひまする荷役の設備であるとか、或は荷役の能力と云ふやうなものゝ擴充強化と云ふことが、此の運航能率

を高める上に於きまして非常に興かつて力のあることであるとあります、此の方面に付きましては、軍部と特に密接なる連繋を持ちまして強力に是が運航率を高めると云ふことに萬全を盡して居る、斯う云ふ次第であります。

○川崎克委員 時間がありませぬから簡単に最後に一言伺ひたいのであります、國內油田の問題であります、此の點に付きましては本年增産計畫を立てると云ふ豫算も出て居ります、所が此の豫算を拜見致して見ますと、一箇年に大體九百九十餘萬圓を使ふことになつて居つて、是は助成費に大體は継込まれて居るのであります、一箇年、本年度の豫算と致しましては五百九十五萬圓と云ふものを組まして居る、幾ら試掘をやるかと言へば、百三本をやると云ふことになつて居る、一體こんな僅かな經費で大増産計畫をやると云ふやうなことは、出来るものであるかどうかと云ふことを甚だ疑ふ、今まで石油の買上値段を上げられたり、助成費を殖やされたり、補助費を殖やされたりして御努力になつて居ることは、是は能く承知を致して居りますけれども、今日の情勢下に於きましては、もつと根本的な、抜本的的な機構を確立せられて、内地油田の開發を思切つてあやしになると云ふ御決心が付かないものであるか、それはどう云ふ風にしておやになれば宜いかと言へば、政府の持つて居られる所の權力を發揮せられて、先づ試掘命令權と云ふものは政府にあるので

ありますから、試験命令權を御發動になつて、國家の責任に於て此の國內油田の開發と云ふことをよりになることが必要でないか、今では此の助成費と云ふものは三分の二だけしか御出しになりませぬ、中には機械の助成金も出されぬものもあるやうであります。是は無論機械があるから助成金を出さぬと云ふことではありませぬでせうけれども、そんな客觀的な考へでなしに、根本的に抜本塞源の金畫を確立されまして、内地油田の開發を思切つておやりになる。是は今日の狀況から見ますと、内地油田は大東亞戰爭開戦以來寧ろ數字は減つて居ります、減つて居ることは申上げるまでもない、是は機械、労務等を外へ出して居ると云ふ理由もありませうけれども、本當に力を入れて内地油田開發をすると云ふことならば方法は幾らもあると思ふ、それをおやりにならずに、こんな客觀的な考への下に、僅か百三本を掘るのに二箇年掛ると云ふ計畫であやしむにあらざるのでは、大した増産計畫は出來ませぬ。是は思切つた増産計畫の確立が必要であると思ふのであります。もう今日は地質學上の調査も行届いて居りますから、若し政府に於ておやりになる決心があらむになるならば、試験命令を出すのに、専門家に聽いて其の順位を決めて、片端から開發して行くと云ふ方針を御執りになれば、相當な増産が見られる。是は少くとも現在の量を倍加する位のことは容易に出来る、石油の必要な點に於ては屢々御述べにならますやうに、もう總理が此の間も御話になつた

やうに、航空機は二倍になつたと仰しやいますが、年内には航空機は三倍になり、四倍になり或は五倍になるかも知れない、本造船の如きも非常に増加する状態でありますのに、それに使ふ所の肝腎な潤滑油なり重油は、是が供給が伴はぬと云ふことであつては仕方がない、是は何としても早く増産計畫を御立てにならなければならぬのであるが、もつと思切つたことは御出しにならないのであるか、是は軍需省に於ては御提案にならましたので大藏省に於て削られたのか、事情は知りませぬけれども、何にしても此の點に付ては思切つた増産計畫を確立するの決心、覺悟を以て、割期的の増産計畫の確立を要望して已まない、それに對しまする岸國務相の御決意を承りたい。

○岸國務大臣 御質問の御趣旨の如く、現下の情勢に於て、國內石油資源の割期的な開發をする事柄は極めて急務であると考へます、此の點は御趣旨と全然私共も同感であります、然らば如何なる方法に依つて、どう云ふ程度に之を推進して行くかと云ふ問題に關しましては、現下の勞務の狀況或は資材の關係等とも睨み合せて之を進めて行かねば、如何に今日私共が其の緊要を認めまして、非常な大きな思切つた方法が執りたいと思ひましても、他の制約もやはり睨み合せて考へなければならぬ状況であるのであります、今日御承知の如く、何と申しましても此の大東亞戰爭の戰果に依つて南方油田が非常な勢ひで開發を見て居ります、又是が何と言つても非常な大きな力をなして居

ることは言ふを俟たないのであります、併しながら是があるから國內の方は比較的手を入れなくて
も宜しいと云ふやうな考へ方は、私共毛頭致して居らない、のみならず現下の情勢に於ては是と並
んで此の際思切つて内地の油田を開発しやうと云ふ考へから、國內に於ける資材、工作力、動力等
の四園の状況とも睨み合せて勘案致しまして今回の豫算を出して居る譯であります、併し其の氣持
は、尙此の内地油田の開発でも、本年、來年と云ふやうな時期に於けるやうな割期的な開発を強力
に推進したいと云ふ決意に付きましては、私共非常な強いものを持つて居るのであります、隨ひま
して此の豫算の施行に當りましては、之を強力に推進致しまして、十分に此の趣旨を實現するやう
に施策致したい、斯様に考へて居ります

○川崎(克)委員 五十分と云ふ約束でしたから是で私は終ります

故勲三等間部彰勲章加授ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年六月二十八日

内閣總理大臣東條英機

内閣

296

内閣文庫 第三四四號
昭和十九年六月廿七日 内閣書記官長

内閣總理大臣

賞勲局總裁

内閣書記官長
昭和十九年六月廿八日
内閣書記官長

19.6.27

故勳三等間部 謙へ明治三十九年十月滋賀縣技師ニ任セラレ爾來
臨時產業調査局技師、茶業試驗場技師、農事試驗場技師等ヲ歷テ
農林技師ト爲リ昭和十二年七月退官ニ至ル迄終始農政ノ権機ニ參
暨シテ本邦農業ノ進展ニ力ヲ效シ就中棉花ノ調査及計畫、農作物
ノ育種組織ノ確立、肥料配給施設改善ノ立案、小麥ノ増產等ニ盡
瘁シ退官後モ企畫廳ノ參與其ノ他各種委員會等ノ委員ヲ仰付ラレ
克ク國策ノ審議立案ニ盡力シ又農事關係團體ノ首腦トシテ或ハ關

賞勳局

備官職ノ委託ヲ受ケ國内食糧ノ増産、糧餉資源ノ確保其ノ他日滿
支農業ノ發達ニ關シ夙夜盡策推進ニ努メ寄與スル所歎カラス功績
顯著ノ者ニ候處本月十九日死去セル趣ニ付此際特ニ同日附ヲ以テ
旭日中綬草ヲ加授セラレ度此段尤歎ヲ仰ク

追テ本件授勳章ニ付テハ主務省ト協議済ニ有之候

農林中第六九九號

教訓二學授業費章

第三章 關 費 影

右者乃始廿九年東京帝國大學農科大學長學科ヲ卒業スルヤ滋賀縣教師ニ仕セラレ勵來當時產業調查局教師、茶葉試驗場教師、農事試驗場技師等職ヲ經テ農林技師ニ屢仕シ官選ニ身ヲ奉スル實ニ當有二年此ノ間數次海外ニ渡り農業ノ調查研究ニ精勤シ殊ニ植物鍾離ノ標本者タリ大正十三年以來本省於通商大臣ニ仕ルコト十三年餘終始一貫無故ノ根柢ニ參照シテ本邦農業ノ進歩及於外ノ張興ニ力ヲ張シ誠著ナル效績ヲ譽ケタリ昭和十二年通商大臣ハ台セ文部省變ヨリ引續ク大阪亞細亞ノ農場ニ就シ運ハレテ企畫圖ノシ興其ノ監督督委員會寧ノ委員ヲ擔仰有真ノ

農 商 省

豊富ナル學識經驗ヲ傾ケテ兎々國家ノ香國立采ニ舊學シ又ハ或ヘ關係國體ノ首腦トシテ取ハ高係官廳ノ委託ヲ受ケ國内食糧ノ増產、種經貿易ノ確保其ノ地日滿支那ノ發達ニ關シ夙夜盡心徳ニ勞メ寄與貢獻セル所御ニ跡カラス既中昭和十四年七月農政研究所成員ルヤ所長ヲ通スル系采收策ノ調査特ニ渝洲ニ於ケル農業技術ノ改善發達ニ冥ノ著密ヲ傾ケ以テ現下ノ農業自給自足化確立ニ大アル貢獻ヲ為シ又農ニ於本省ニ食糧增產技術中火本部設置セラルマ本署事務院託トナリ其ノ本部各員トシテ貢獻地產技術ノ研究企畫ニ影響シ之力普及促進ニ功ヲ致シ或ハ又興亞細亞及所在大農圃ノ安期ヲ受ケ北支ニ於ケル香料增產ノ全般的實施指導ニ任シ北支農業今日ノ進展ハ蓋シ同人ノ計畫實施ニ貢



所願ル大ナリ一而農林計畫委員會ノ臨時委員トシテ食糧及綿維作物ノ
生産計画ニ參謀シ更ニニ諸君十七年内閣ニ大東亞會議會ノ設置セラル
ルヤ此間ヨリ起用セフハテ特ニ第六海陸橋トナリ大東亞ノ農林水產業ニ
關スル基本方策ノ立案ニシテ實天デ向委員會ニ第十部會（食糧）及第十一
一部會（綿維）ノ設置セラルヤ専門委員トシテ大イニ右兩部會ノ訓
令委員ニ貢獻スル所アリタノ上ノ外坂時下軍械農資材確保ノ國家要
請ニ即應シ農業増產ノ推進中核體タル府同法人原産生産協會理事長ト
シテ東亞全地域ニ亘り之力増強總務ニ絕大ナル努力ヲ致シ又現ニ帝國
農會特別委員（現任中央農業委員會事務）・農業技術監督會長等ニ就任シ
全國系統農業會ノ指導運営ニ、農業技術ノ普及發達ニ薄身ノ努力ヲ揮
候也

農商省

ケ其ノ功績尤ニ顯著ナルモノアリテヤ我國農業界ノ長老トシテ當ニ
斯界ノ尊敬指カマリシ處隊テ活ヲ養本月十九日遂ニ薨去誠慘ニ有テハ
生前ノ功勞ヲ詠セラレ特ニ頌譽ノ追跡奉詔ノ御詔諭相應此段真申



昭和十九年六月廿四日

農商大臣 内田信也

内閣總理大臣 東條英機

功

誠

詞

書

東京市葛谷區柳町二二

故従三位勳三等同郎

右者資任沈敏明誠、夙ニ官途ニ身ヲ奉シテ専ラ農業ノ改良ニ力ヲ竭シ
大正六年農林省農業局技師兼農業技術士ナリ、數次海外ニ派遣セ
ラレテ種々ノ調査研究ニ資亭亭シ殊ニ植物栽培ノ権威タリ。大正九年於
植物技術専任、同十三年農務局農業課長ヲ詰セラレ特進農政ノ権威ニ
參ジテ本邦農業ノ進歩及農村ノ振興ニ顯著ナル效績ヲ挙ゲタリ。昭和
十二年七月退官以前に於モ支那寧夏回疆ニ大東京職學ノ學局ニ歸シ更ハ局
係高級ノ首腦トシテ或ハ關係官廳ノ委嘱ヲ受ケ國内實業ノ増殖、貿易
ニ之ヲ貢過ス

農林省

裏面白

曲沃
林
省

30

國及企畫院ニ講入ル講義

一、三、四、五、六、七、八、九、大、士、
金、也、經、人、企、院、二、微、スル、導
後、称、許、復、委、員、會、ニ、訓、スル、導
科、學、授、給、眷、屬、會、ニ、訓、スル、導
農、業、國、際、ノ、活、動、促、進、ニ、國、スル
日、滿、長、政、研、究、會、ニ、訓、スル、導
食、糧、增、產、技、術、指、導、ニ、訓、スル、導
種、類、ノ、培、育、與、保、ニ、訓、スル、導
北、支、ニ、於、ケ、ル、農、業、增、產、ニ、國、ス
茶、葉、ノ、產、與、ニ、國、スル、導
大、日、本、農、業、甲、天、寶、ニ、國、スル、導
農、業、技、術、研、究、會、ニ、國、スル、導
十五、十、四、大、士、
農、業、研、究、會、ニ、國、スル、導

日本標準規格 JIS 162×257mm

農林省

一、金晉廳及金晉院ニ關スル事項
昭和十二年九月ヨリ同年十月迄金晉廳參トシテ又昭和十四年十二
月ヨリ昭和十八年十月ニ至ル迄金晉院委員トシテ日猶支ヲ逃シテノ
食糧、織綿及油脂等諸物等ノ需給並ニ瑞應貢ニ參賀シテ其ノ半歲
經脈ヲ頤注シ、日猶支番栗五ヶ年計晉ノ獨立ニ當ル等金晉院廢止ニ
至ル迄多年ニ亘り蘊蓄ヲ傾ケテ國家財務ニ潤異シ、眞ノ功績駿メテ
勲勞ナリ

二、農林部審委員會ニ關スル事項

昭和十四年一月二十一日農林部審委員會臨時委員ヲ仰ラレ農業生
產部、戰時度量衡及農務部ノ各部會ニ配屬シ宣傳並ニ種種作物
等ノ生産技術ノ普及ニ參圖シ戰時下ニ於ケル之等農產物ノ増產ニ寄

興セル所傳カラズ

三、大東亞建設審議會ニ關スル事項

昭和十七年七月大東亞建設審議會ノ設置セラルルヤ推サレテ第六部
會（最高水雷部）ノ幹事トナリ農林基本方策ノ調查並ニ採擇ノ促進
ニ努メタリ又昭和十八年六月一日大東亞建設審議會專門委員ヲ仰有
ラレ第十部會（度量）及第十一部會（鐵道）ニ屬シ天々大東亞各地
域ニ於ケル食糧及被服ニ關スル容申案ノ作製ニ參圖セリ
殊ニ第十部會ニ於テ主要食糧、畜產度量、水陸度量ノ部門別ニ基底
案ヲ作製スルニ當シ主要度量部門ヲ確當シ又第十一部會ニ於テ福
建、廣西、羊毛、バルブノ部門別ニ基礎案ヲ作製スルニ當シテハ廻
ノ部門ヲ適當シ夫々基礎案ノ立案作製ニ當レリ

四

科学技術審議會ニ開スル學項

昭和十八年七月十日科学技術審議會臨時委員会破例行、第七回會ニ所屬シテ其ノ要旨ナル學識ヲ頗ケア最高水準物ノ研究並ニ利用ノ合逕化ニ關スル方策並ニ農業技術委員會並保ニ關スル方策ノ審議ニ當リ特ニ専門部會ニ於テハ本委員ノ他主要實務者諸君ノ研究及實驗、販等穀類原科ノ培養並ニ利用ノ合逕化ニ關スル方策ノ立案審議ニ達成シテ今日ニ及ビ其ノ功績洵ニ顯著ナルモノアリ

五

農業改良ノ活動促進ニ關スル事項

昭和十四年十月十六日帝國農商務省訓令ヲ命セラレ、昭エテ昭和十八年九月農業種體法施行ニ伴ヒ帝國農商務省各官署農業種體ト合併シ、中央農業會ノ設立ヲ見ルヤ之ガ連絡ニ選任マラレ今日ニ至ル迄政府ト表裏一體トナリ農業界ニ於ケル指導中権開拓ノ役員トシテ全國ノ系組

農林省

農業會ヲ通シ特ニ武耕ノ培養ヲ中心トシ農業ナル運動ヲ展開セシメ、農業團體ノ活動促進上大ナル貢獻ヲ爲シタリ

六

日本農業研究會ニ關スル事項

昭和十四年六月二十六日本農業研究會創立セラルヤ同年六月三十五人會シ、昭來今日ニ及ビ日本農業研究會ニ相互發展、農民及農村ノ共存共生等ニ關スル諸國農業政策ノ調整等ニ關洲農業ノ改善發達ニ必要ナル施策ノ推進ニ努メ、昭和十四年九月及昭和十五年八月ノ二回ニ亘リテ該會、該會ニ出席セリ、尚大豆問題ニ關シテハ早先蛋白質補充トシテノ大豆ノ重要性ヲ強調シ特ニ全問題研究會ノ常任委員トナリ又關洲農業ノ技術的改善發達ニ關シテハ技術委員會ノ委員トナリテ關洲農業ノ發展ニ

實績セル種農者ニシテ現下ノ口論ヲ述ズル實驗目地機制確立ニ得
セル成大ナリ

七、實驗增殖技術指導ニ關スル結果

昭和十六年二月後半者ニ實驗增殖技術甲央不滿而無セラルルヤ、同
年三月ニハ後半者參西ヲ獨此セラルルト共ニ石中央本局々員ヲ指セ
ラレ、企圖部ニ通シ實驗市立ニ講スル技術指導ノ綜合企畫ニ參看參詳
セラレ以テ時局下ニ於ケル實驗生産技術ノ普及促進ニ顯著ナル效果
ラホグルニ主レリ

八、耕種ノ均衡配給等ニ關スル結果

昭和十六年十一月一日日本請、馬糞者株式會社設立セラルヤ、之

農林省

ガ農業ニ就任シ、昭和十九年一月ニ至ル迄諸國ノ增產計畫、其荷ノ
完遂、紀伊ノ過正等ニ關シ當ニ公正安否ナル意見ヲ披瀝シソノ過正
ナル運營ニ寄與シタル功績大ナルモノアリ

九、種類ノ種畜種保ニ關スル結果

草畜種育成ノ委託ニ即應シ幾ニ關係者、政府、大東亞省等國
係官廳關係ノ上東亞共榮國內ニ於ケル種質改良ノ推進的中核担
テ財團法人原產生産團體設立スルニ當り極大ナル即力ヲ爲シ、昭
和十七年九月三十日之が設立ト同時ニ理事長ニ就仕シ、爾來種畜增
進ノ爲ノ技術指導員ノ養成並ニ其ノ記載ノ資本、種苗、機械器具、
其ノ他各種生産資材ノ配給、技術的習定及協議會等ノ開催、麻

新増益ニ開スル指導委員會ニ講究研究、兵ノ把番般ノ施策ヲ尋ジ覗
係官職トモ否義ナル巡査ノ下ニ内環ヲ初メ東京全境域ニ亘リ之ガ增
進保ニ貢獻セル底多大ナルモノアリ

大 北支ニ於ケル農業増進ニ開スル參照

華北農業科學研究所ハ北支ニ於ケル實驗及棉花增產ニ開スル中華的
研究機關トンテ収穫量ナル施設ナルガ氏ハ右顧問トシテ之ガ領元、
經營ニ付意焉ニ且リ被支ノ上境地ニ付全般飼育跡ヲ寫シ土所ノ今日
ニ於ケル考察ヲ榮ケリ

農 林 省

註シテ同地ニ於ケル今日ノ實驗及棉花增產ノ機率計量ノ立案ニ參看
セラレタリ、是ニ昭和十五年十一月ニハ北支ニ於テ軍需及民需ノ不破
ノ過過ニ致染シ王トシテ天津地圖ニ於ケル日本稻ノ收培ニ開スル計
量ノ立案ノタメ測定シ今日ノ晉及ヲ見ルノ茶葉ヲ確立スルニ至レリ
贈後實驗ノ過過ニ伴ヒ棉花ノ試驗者シタ實驗ト棉花トノ調査ヲ為ス
ノ必要生ズルヤ大畠山ノ植樹ニ依リ許ニ貢地範界ノ上卷及棉花ノ增
進ニ鑿井・炮臺等ノ防禦等ニ開シ貯蓄ヲ備ケ、北支ノ農業增進ニ開
スル燒地指導者ノ權利的役務ヲ初メ煩ンド同氏ニ依リ諸政事ヲ立案
實驗セラレタリト云フモ過古ニアラズ其ノ功績御ニ及スベカラザル
モノトス

十一、茶葉ノ販賣ニ關スル事項

（一）茶葉組合中央會ニ關スル事項

大正十五年四月茶葉組合協同第三十條ノ二ニ依リ茶葉組合中央會
並特別議員ヲ創セラレ、昭十二年七月官道ヲ通キタル後ニ於テモ
引續キ其ノ仕業ケ、昭十八年九月ニ至ル迄貿ニ十八年ノ水
ニ直リテ中央會議事務局長トシテ茶葉組合ノ運営並ニ本邦茶葉ノ
販賣ニ務事シ兵ノ功績者ナルモノアリ、就中支那奉使勅使ノ前
後ヨリ製茶組合ノ増進ヲ志トハルニ至ルセ之方取締役ノ権限
ニシテ販賣、生糞出糞ノ生糞貯藏、品質監査等ニ力ヲ施シ仕向地
周邊品供給ノ方通ラ開ジ從前一千五百内外ノ種出港タ一端其ノ二
萬モナリ

農林省

倍以上ニ過度セシメ以テ外貿發售上ニ奇異セシハ氏ノ獻策劣刀ニ
依チタル所多大ナルモノアリ

（二）茶葉輸賣ニ關スル事項

昭和十七年九月本國會ノ創立ヨリ昭十九年二月解散ニ至ル迄本會
運營トシテ大阪並水渠鐵道ニ茶葉省ノ運輸協調ニ當事シ大阪並
地域ヲ通ジテノ茶葉ノ販賣ニ貢獻スル處大ナルモノアリタリ

（三）駐圓法人日本茶葉會ニ關スル事項

昭和十八年六月本會ノ創立ヲ起ルヤ當事ニ通任セラレ創立日開設
キ茶葉ノ販賣全ナル發展ヲ助長シ我國茶葉ノ販賣ニ寄與スル處大ナ
ルモノアリ

農林省

十一、日本園藝中央會ニ講スル事項
昭和十六年十一月二十八日ヨリ社團法人日本園藝中央會ノ顧問トシ
テ園藝教育ノ生産性及増加ニ努メセル功業者シ
十三、大日本帝國ニ識スル事項

昭和十三年二月二十五日本會ノ運営ニ、同年五月四日常務理事ニ選
任セラレ、同采選ヲ道不ル事ニ、其ノ間ニ於テ農業技術ノ普及授
達ニ目大ナル努力ヲ講注シ實績著上ノ貢獻真ニ大ナルモノアリ
國チ昭和十三年以降毎年一回農業資源開發監督ヲ開催シ、草創及
民謡ノ重要機關資源開發監督ノ場直候國家ノ指導ニ任ズル農業技術
員ニ對シ知識及技術ノ向上ヲ計レリ、又時局下農耕供給ノ促進ヲ克

服シ實驗農作物ノ研鑽確保ニ道徳ナカラシムル為、昭和十四五年ニ
於テ・中央・地方ヲ遍ジ「農耕ニ關スル技術問題研究會」「米麥增
產ニ關スル技術研究會」ヲ開設シ合、農業技術者ノ技術ノ向上普及ニ
極メテ過切ナル研究ヲ講述シ併セテ平會報タル「農業」ノ編輯
方針ヲ一變シテ更に擴張並ニ傾注シ且實驗農業技術指導指揮ニ識スル
七十五種、七八七種五千部ヲ頒布シ市町村ノ米穀ニ至ルマデ食糧
地產技術ノ發達ニ關係セラレタル效果誠ニ偉大ナリ
十四、農地開發獎勵ニ識スル事項

昭和十六年五月十三日農地開發獎勵會長ラ記セラレテヨリ今日ニ
至ルマテ奉呈新獎勵會ニ出席シ受賞ナル既述ト該得ナル細節ニ素オ

農林省

ヨリアスベ時局下ニシケル國政農業ノ活動強調ニ勢メラレ
開拓延イテハ實地ノ増進ニ奇異セル感歎カラス
十五、農業技術開拓ニ圖スル事項
昭和十六年六月大坂地頭取ニ且ル農業開拓技術者ノ開志的協力開拓
トシテ農業技術開拓會創立セラルルヤ承認ノ起ク感嘆サ、レテ會長ニ就
任シ、今日ニ及ブ、而シテ開拓ハ宗旨的ニ農業技術ノ開拓運営フ開リ
以テ技術開拓ノ實ヲ尋タルヲ以テ目的トスルモノナルガ式ハ児ク過
前フ既教シ同志會員ト共ニ技術者の活潑ヲ傾注シ右目的達成ニ、詳
ノ努力ヲ期シ今日ニ及ベリ

農林省

一、臨時産業調査ニ關スル事項

大正六年臨時産業調査局設置セラルヤ送バレテ同局技師ニ任命セラレ主トシテ植物綿糸販賣ノ手替ヲ司レシ、就中棉花ニ關シテハ其ノ調查及計量寺特ニ計量ヲ極メタリ、當時本邦ニ於ケル棉花ノ需要ハ增加ノ一途ヲ辿リ然モ其ノ需要ノ全體ヲ海外ヨリノ供給ニ倚ツノ狀況ナリシヲ以テ一樹有事ノ秋ヲ考慮シ出來ル限り朝鮮、臺灣及日本ヨリ之ガ供給ラ因蘭ト計畫シ大正六、七及八年ノ三ヶ年間ニ於テ明治及昭和ハ勿論再三支那及英領印度、埃及ヘ出張ヲ命ぜラレ當時交通極メテ不便ナルニモ不拘某ク各地ニ入り兵ノ塔金區域頗ル廣大ニシテ主トシテ棉花ニ關シ兵ノ生產、貯給、荷來ノ耕地等各般ニ亘

二、農作物ノ育種組織ノ確立ニ關スル事項

リ極メテ詳細ニ調査研究ヲ爲シ我國ニ於ケル棉花ノ栽培ニ關スル根本的計畫ヲ樹立セラル其ノ調查報告ハ精緻ヲ極メ今尚貴重ナル資料トシテ尊重セラレツツアリテ其ノ功績洵ニ偉大ナルモノアリ

優良品種ノ育成ハ該產物ノ改良増產上ノ基本的要件ナルニ鑑ミ夙ニ中央及地方農事試驗所ニ於テ之育成ニ努メ來り相當見ルベキ成績ヲ收メツツアリシモ個々ノ機關ノ間に連絡ナカリシ爲其ノ成績未だ充分ナラザルノ懶アリシヲ以テ之ヲ組織化シ且育種方法ニモ一段ノ科學性ヲ加フベク種々考究ヲ重ねタル結果成案ヲ得テ所要ノ核算

農林省

ヲ要求シ、昭和元年辰小麥及甘藷ニ付、翌二年度水稻ニ付、同四年
度區石ニ付、同五年度朱櫻ニ付、同十年度稻及除蟲石ニ付夫々中央
及地方ヲ通スル系統的組織ノ下ニ育種事業ヲ開始セリ、而シテ右新
系統組織ハ未だ他處ニ類例ナキ獨創的組織ニシテ今日迄ニ水稻ニ於
テ四五、歷稻ニ於テ二一、小麦ニ於テ六三ノ優良新品种ヲ育成シ、
甘藷、桑穀等ニ付テモ亦幾多ノ優良新品種ヲ育成シテ戰時下食糧貢
ニ軍需農產物ノ増加ニ貢獻シツツアルハ正ニ本組織ノ賜ト謂フモ過
言ニ非ズ、之ガ張柔制段石ノ功ヤ洵ニ大ナルモノアリ

三、肥料行政ニ關スル事項

大正ノ末ニ至り肥料問題ノ衝突大ヲ加ヘタルニ既シ農林省ニ肥料

調査委員會ノ設置セラルルヤ、其ノ設置及之ガ運營ニ關スル實務ニ
當リ、次デ肥料管理法案ノ立案ニ心血ヲ注ギタリ、本法案ハ其ノ實施
ヲ見ルニ至ラザリシモ更ニ之ヲ取次シテ肥料配給改善施設ノ計畫ヲ
樹立シ其ノ實務ニ就き努力ヲ擲ヒ現在ノ肥料配給統制ノ基礎ヲ築キ
一方重要肥料施用方法改善試驗施設ノ計畫實驗シ、又昭和六年ノ交
換村ノ悉惟ニ當西シ該村更生運動ニ關聯シテ自給足科增產獎勵施設
ヲ擴充強化スル寺本邦虎督行政ヲ確立シ其ノ發達ニ寄與セルトコロ
督シ甚大ナルモノアリ

四、小麥增產ニ關スル事項

農林省

仄ニ小麥ノ増産ヲ企圖シ元々大正十五年度品種改良施設ノ端ヲ西キ
殊ニ水田裏作利用ノ小麥品種ノ育成ニ努メタリ但々世界的農村不況
時代ニ適通シ農村教育ノ必要起ルヤ之ガ對策ノ一トシテ昭和七年小
麥增産計画ヲ樹立シ各亭舎開拓ヲ活用シ過剩勞力ヲ生産化シ能而小
麥ノ輸入ヲ防遁シ國際収支ノ改善ヲ圖ラントセリ、當時小麥ノ需要
ハ逐年增加シ、昭和十四年ニ一千牛均ニ於テ小麦及小麥粉ノ輸入
數はハ四百八十五萬石ソノ實積ハ實ニ四千九百四十萬石ノ巨額ニ達
セリ、而シテ小麦種畠計數實績セラルヤソノ獎勵方策通切ニシテ
昭和九年ニハ已ニ九百三十萬石ノ生産ヲ期ゲ爾來年ヲ達フテ作付
面積増加シ病蟲害ノ育成及栽培技術ノ進歩誠著ナルモノアリ、大臣
監視下國內食糧確保ニ貢獻シタル頗偉大ナリ

五 東北地方凶作防止ニ關スル事項

東北地方ニ於テハ古來旱々凶作ニ駭ハレ甚大ナル事否ヲ認リ來リタ
ルガ偶々昭和九年ノ凶作ニ適通シ之ガ當國ノ教育ニ異狀ナル懸念ヲ
種々因作防止ノ根本策ニ關シ建設スルメ必要ヲ認メ種々考究ノ結果
放棄ヲ得テ昭和十一年度ヨリ凶作防止ニ關スル施設ヲ實施セリ
而シテ右既前ノ主ナルモノハ氣象ノ農耕技術ニ關スル研究、水稻培
養ノ生産的研究、病害抵抗性品種ノ育成、試驗方法ノ實驗研究及之
ガ育及繁殖ニシテ已ニ水稻栽培ノ生理的機構解明セラレ又半熟ニシ
テ多收且耐病性強キ水稻新品种「愛子一號」外十品種ヲ育成シ得タ

農林省

ルノミナラズ、栽培方法ノ改善ニ付テモ生理、生態的研究ト通快子
テ因作防止ニ對シ蟲害ナル以類ヲ収メタルノオオヌ今日ノ食糧増
産ニ對シ貢獻セル極極メテ大ナルモノアリ

農商省												大正五 年四月一 年令千五百兩下勅												
六 三 二 任職時産業調査局技師兼機器折技師												大正五 年四月一 年令千五百兩下勅												
七 一 〇 支那へ出張被仰付												大正五 年四月一 年令千五百兩下勅												
九 一 〇 支那へ出張被仰付	八 二 三 支那へ出張被仰付	七 一 〇 支那へ出張被仰付	六 三 〇 支那へ出張被仰付	五 三 〇 支那へ出張被仰付	四 三 〇 支那へ出張被仰付	三 二 〇 支那へ出張被仰付	二 一 〇 支那へ出張被仰付	一 一 〇 支那へ出張被仰付																
一 タ ク 一 一 〇 支那へ出張被仰付	九 二 〇 免除者及支那へ出張被仰付	三 一 〇 支那へ出張被仰付	二 一 〇 支那へ出張被仰付	一 一 〇 支那へ出張被仰付																				
大正四年乃至九年事行ノ功ニ依リ金四百圓ヲ賜フ	開港務局勤務ヲ而ス	陸軍軍械技術科勤務ヲ而ス																						
賞勳局	農務省	内閣	官内省	内閣	内閣																			
九 一 〇 支那へ出張被仰付	九 二 〇 免除者及支那へ出張被仰付	三 一 〇 支那へ出張被仰付	二 一 〇 支那へ出張被仰付	一 一 〇 支那へ出張被仰付																				

報歴書用紙乙

昭和一六年二月八日	日本國委中大臣ノ顧問トナル	興亞院
一七二	興亞院ノ事務ヲ管此シ中華民國へ出張ヲ勅ス	興亞院
九三〇	原財生産局會議長ニ就任	
一八六一	公使團會議事ニ就任	
一九三〇	大東亞經濟會議會員及委員ヲ被抑付	内閣
六一	日本本邦會議事ニ就任	内閣
七一〇	科學技術會議會議長ニ就任	
甲大統領會議會議長ニ就任	内閣	

農商省